

資 料 編

- ◆ 分野別計画
- ◆ 目標指標の算出式
- ◆ 策定経過
- ◆ 流山市総合計画後期基本計画策定について（示達）
- ◆ 諮問
- ◆ 答申
- ◆ 流山市附属機関に関する条例（総合計画審議会部分）
- ◆ 流山市総合計画審議会議事運営規定
- ◆ 流山市総合計画審議会委員名簿
- ◆ 策定会議設置要綱
- ◆ 庁内組織
- ◆ 基本構想
- ◆ 年表
- ◆ 用語解説
- ◆ 主な事務事業マップ

分野別計画

施策 番号	関連施策	根拠法令又は、国・ 県の上位計画等	第1位計画名	第2位 計画名	第3位 計画名	計画始期	計画終期	担当課
		地方自治法	総合計画基本構想			平成12年 4月	平成32年 3月	総合政策部 企画政策課
		地方自治法	総合計画基本構想	総合計画後 期基本計画		平成22年 4月	平成32年 3月	総合政策部 企画政策課
		地方自治法	総合計画基本構想	総合計画後 期基本計画	後期基本計 画実施計画	平成22年 4月	平成25年 3月	総合政策部 企画政策課
13	11,12, 14,15, 16,17, 18	都市計画法	都市計画マスタ ープラン			平成17年 4月	平成32年 3月	都市計画部 都市計画課
11		都市緑地法	緑の基本計画			平成18年 4月	平成32年 3月	都市整備部 みどりの課
11		都市緑地法	緑の基本計画	緑の実施 計画		平成20年 4月	平成23年 3月	都市整備部 みどりの課
12		無	新川耕地有効活 用計画			平成14年 4月	無	総合政策部 企画政策課
12	12,18, 61	大都市地域における 宅地開発及び鉄道整 備の一体的推進に関 する特別措置法	常磐新線沿線整 備基本構想			平成3年 2月	超長期	都市計画部 都市計画課
13	11,12, 13,15 16,18, 21	無	都市景観形成基 本計画			平成18年 4月	無	都市計画部 都市計画課
13	11,12, 13,15 16,18, 21	景観法	景観計画			平成20年 4月	無	都市計画部 都市計画課
14	16	千葉県策定 江戸 川左岸流域下水道 事業計画	流域関連公共下 水道基本計画 (江戸川左岸流 域下水道関連)			昭和48年 11月	平成30年 3月	土木部 下水道建設課 河川課
14	16	千葉県策定 手賀沼 流域下水道事業計画	流域関連公共下 水道基本計画 (手賀沼流域下 水道関連)			昭和48年 11月	平成30年 3月	土木部 下水道建設課 河川課
17		水道法	水道事業基本計画			平成12年 4月	平成33年 3月	水道局 経営業務課
17		水道法	水道事業基本計画	水道事業第 6次拡張変 更事業		平成14年 度	平成28年 度	水道局工務課
17		水道法	水道事業基本計画	既設浄水場 更新工事基 本構想	既設浄水場 更新事業基 本計画	平成18年 度	平成31年 度	水道局工務課
21		環境基本法	環境基本計画			平成17年 度	平成26年 度	環境部 環境政策課
21		生物多様性基本法	環境基本計画	生物多様 性地域戦 略		平成22年 度	平成72年 度	環境部 環境政策課
21		地球温暖化対策の 推進に関する法律	環境基本計画	地球温暖 化対策実 行計画(事 務事業編)		平成22年 度	平成26年 度	環境部 環境政策課
21		地球温暖化対策の 推進に関する法律	環境基本計画	地球温暖 化対策実 行計画(区 域施策編)		平成22年 度	平成32年 度	環境部 環境政策課

施策 番号	関連施策	根拠法令又は、国・ 県の上位計画等	第1位計画名	第2位 計画名	第3位 計画名	計画始期	計画終期	担当課
21		水質汚濁防止法	環境基本計画	第Ⅱ期生活 排水対策推 進計画		平成18年 4月	平成27年 3月	環境部 環境政策課
22		廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	一般廃棄物処理 基本計画			平成22年 4月	平成31年 3月	環境部 リサイクル推進課
22		廃棄物の処理及び 清掃に関する法律	一般廃棄物処理 基本計画	一般廃棄 物処理実 施計画		当年度4月	翌年3月	環境部 リサイクル推進課
22		容器包装に係る分別 収集及び再商品化の 促進等に関する法律	分別収集計画			平成20年 4月	平成25年 3月	環境部 リサイクル推進課
23		建築物の耐震改修の 促進に関する法律	耐震改修促進計 画			平成20年 度	平成27年 度	都市計画部 建築住宅課
23		建築物の耐震改修の 促進に関する法律	耐震改修促進計 画	主要な市有 建築物の耐 震化状況及 び整備プロ グラム		平成22年 度	平成27年 度	都市計画部 建築住宅課
23		水防法	水防計画			平成11年 3月	無	土木部河川課
23		災害対策基本法 千葉県地域防災計画	地域防災計画			平成20年 3月	無	市民生活部 安心安全課
23		災害対策基本法・千 葉県市町村震災廃棄 物処理計画策定指針	地域防災計画	震災廃棄物 処理計画		平成24年 4月	無	環境部 リサイクル推進課
23		災害対策基本法・水 防法・水害廃棄物対 策指針	地域防災計画	風水害等廃 棄物処理計 画		平成24年 4月	無	環境部 リサイクル推進課
23		消防組織法	消防計画			平成19年 3月	無	消防本部 消防防災課
23		消防力の整備指針	消防整備計画			平成22年 度	平成31年 度	消防本部 消防総務課
23		国民保護法 千葉県国民保護計画	国民保護計画			平成19年 1月	無	市民生活部 安心安全課
24		交通安全対策基本法	第8次交通安全 計画			平成18年 11月	平成23年 3月	市民生活部 安心安全課
31	33,34, 35	無	生涯学習推進基 本構想			平成10年 3月	平成32年 3月	生涯学習部 生涯学習課 公民館 図書・博物館
32			学校建物耐震補 強計画			平成17年 4月	平成24年 3月	学校教育部 教育総務課
32		義務教育諸学校等 の施設費の国庫負 担等に関する法律	施設整備計画			平成21年 4月	平成24年 3月	学校教育部 教育総務課
41		次世代育成支援対 策推進法	次世代育成支援 行動計画(後期計 画)			平成22年 4月	平成27年 3月	子ども家庭部 子ども家庭課
42		老人福祉法	高齢者保健福祉 計画			平成21年 4月	平成24年 3月	健康福祉部 社会福祉課
42		介護保険法	介護保険事業計画			平成21年 4月	平成24年 3月	健康福祉部 社会福祉課

施策 番号	関連施策	根拠法令又は、国・ 県の上位計画等	第1位計画名	第2位 計画名	第3位 計画名	計画始期	計画終期	担当課
42		障害者基本法	障害者計画			平成21年 4月	平成27年 3月	健康福祉部 社会福祉課
42		障害者自立支援法	障害福祉計画			平成21年 4月	平成24年 3月	健康福祉部 社会福祉課
43		地域における多様な 需要に応じた公的賃 貸住宅等の整備等 に関する特別措置法	地域住宅計画			平成20年 4月	平成25年 3月	都市計画部 建築住宅課
44		高齢者の医療の確 保に関する法律	特定健康審査等 実施計画			平成20年 4月	平成25年 3月	市民生活部 国保年金課
44		健康都市プロジェ クト発展のための 地域ガイドライン	健康都市宣言			平成19年 1月	無	健康福祉部 社会福祉課
44		健康都市プロジェ クト発展のための 地域ガイドライン	健康都市宣言	健康都市 プログラ ム		平成20年 7月	平成26年 3月	健康福祉部 社会福祉課
45		社会福祉法	地域福祉計画			平成19年 4月	平成24年 3月	健康福祉部 社会福祉課
46		災害時要援護者の避 難支援ガイドライン	災害時要援護者 避難支援計画			平成20年 3月	無	健康福祉部 社会福祉課
46		交通バリアフリー法	交通バリアフリ ー基本構想			平成18年 3月	平成23年 3月	都市計画部 都市計画課
51		無	地域中小売商業 活性化ビジョン			平成7年 4月	平成23年 3月	産業振興部 商工課
52		無	工業振興ビジョン			平成8年 4月	平成23年 3月	産業振興部 商工課
54		無	農業振興基本指針			平成19年 4月	平成29年 3月	産業振興部 農政課
54		農業経営基盤強化 促進法	農業経営基盤の強 化の促進に関する 基本的な構想			平成18年 8月	平成24年 3月	産業振興部 農政課
62		次世代育成支援対 策推進法	特定事業主行動 計画			平成17年 4月	平成27年 3月	総務部 人材育成課
62		地方公共団体におけ る行政改革の推進の ための新たな指針	定員適正化計画			平成22年 度	平成26年 度	総合政策部 行政改革推進課
62		公共サービス改革 法	第3次アウトソ ーシング計画			平成22年 度	平成23年 度	総合政策部 行政改革推進課
64		男女共同参画社会 基本法	第2次男女共同 参画プラン			平成22年 4月	平成27年 3月	総合政策部 企画政策課

目標指標の算出式

施策	施策名	目標指標名	取得方法	算出式
1-1	生態系に配慮した公園・緑地・水辺等空間の整備・管理	市街地内CO ₂ 吸収源※増加率	業務	公園・緑地・街路樹・グリーンチェーン認定宅地等によるCO ₂ 吸収源※の増加率
		市内の緑に満足している市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「緑等の自然環境の満足度」における「満足である」+「どちらかといえば満足」+「普通」の割合
		グリーンチェーン認定率	業務	「グリーンチェーン認定件数」÷「開発事業完了検査件数」×100
1-2	地域特性に合った良好な市街地整備	市街化区域のうち基盤整備の完了した面積	業務	区画整理事業による整備完了面積（「公共用地面積」+「宅地面積」）
		良好な市街地が形成・維持されていると感じている市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「良好な市街地の形成・維持の満足度」における「満足である」+「どちらかといえば満足」+「普通」の割合
		流山おおたかの森駅を中心とする計画に沿った活用がされている地域の面積	業務	新市街地地区の使用収益開始面積
		流山セントラルパーク駅を中心とする計画に沿った活用がされている地域の面積	業務	運動公園周辺地区の使用収益開始面積
1-3	個性ある公共空間・歴史環境の形成と保全	流山市は住み心地が良いまちであると思う市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「流山市は住み心地が良いまちですか」における「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の割合
		自宅周辺の街並みや景観を誇りに思う市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「自宅周辺の街並みや景観を誇りに思いますか」における「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の割合
		地区計画※の決定数	業務	市街地における地区計画※の決定数
		建築協定※の決定数	業務	市街地における建築協定※の決定数
1-4	快適な生活環境を目指した下水道整備の推進	公共 下水道普及率	業務	「供用開始区域内人口」÷「行政区域内人口」×100
		水洗化率	業務	「公共下水道の使用開始人口」÷「供用開始区域内人口」×100
		BOD※濃度（生物化学的酸素要求量）（坂川、上富士川）	業務	環境政策課「河川水質調査結果」より
		BOD※濃度（生物化学的酸素要求量）（大堀川）	業務	環境政策課「河川水質調査結果」より
1-5	土地利用・生活環境に配慮した道路整備	交通事故件数	業務	流山警察署管内の人身事故及び物損事故（1月～12月）
		快適に移動できる道路網の整備がされていると感じている市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「快適に移動できる道路網の満足度」における「満足である」+「どちらかといえば満足」+「普通」の割合
		道路施設等に対する処理件数	業務	「道路補修件数」+「側溝処理件数」
1-6	安全性と快適性を兼ね備えた河川・排水路整備	憩いの場として河川環境について満足している市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「憩いの場としての河川環境の満足度」における「満足である」+「どちらかといえば満足」+「普通」の割合
		雨水幹線の整備延長	業務	公共下水道雨水幹線の延長
1-7	水需要に応じた水道事業の展開	安全な水を安定的に供給されていると感じている市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「水道水の安全性・安定性の満足度」における「満足である」+「どちらかといえば満足」+「普通」の割合
		給水普及率	業務	「現在給水人口」÷「給水区域内人口」×100

施策	施策名	目標指標名	取得方法	算出式
1-8	利便性と快適性を重視した公共交通機関の整備充実	公共交通機関の利用について満足と感じている市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「公共交通機関の満足度」における「満足である」+「どちらかといえば満足」+「普通」の割合
		ぐりーんバス※利用者数	業務	年間利用者数
		ぐりーんバス※収支率	業務	$(\text{「運行経費」} - \text{「運賃」}) \div \text{「運賃」} \times 100$
2-1	豊かで美しい生活環境の創造	環境の豊かさを実感している市民割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「緑の自然環境の満足度」における「満足である」+「どちらかといえば満足」+「普通」の割合
		生活環境に関する苦情等の処理率	業務	$\text{「解決件数」} \div \text{「苦情件数」} \times 100$
		二酸化炭素排出量（市域）	業務	「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（平成21年6月）」による。
2-2	環境共生社会を目指す廃棄物循環型都市づくり	1人1日当たりのごみ発生量	業務	$(\text{「ごみ排出量」} + \text{「集団回収量」}) \div \text{「常住人口」} \div \text{「年度日数」}$
		資源化率	業務	$\text{「資源化量（集団回収含む）」} \div (\text{「ごみ排出量」} + \text{「集団回収量」}) \times 100$
		一般廃棄物の年間最終処分量	業務	環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」の値
2-3	自然災害・都市災害への備えと予防	自主防災組織の組織率	業務	$\text{「組織世帯数」} \div \text{「全世帯数」} \times 100$
		防災備蓄量	業務	$\text{「食糧備蓄量」} \div (\text{「想定避難者数」} \times 3 \text{食} \times 3 \text{日})$
		救急救命士充足率	業務	$\text{「年度末現在の救急救命士」} \div 30 \text{名（1隊6名} \times 5 \text{隊）} \times 100$
		住宅火災警報器設置率	業務	$\text{「設置世帯数」} \div \text{「全世帯数」} \times 100$ ※消防庁「住宅火災警報器普及算出システム」による算出
2-4	日常生活での安全性と快適性の確保	市内の交通事故数（人身事故発生件数）	業務	県警発表の交通事故（人身）発生件数
		交通安全に関して市内（自宅周辺）は安全だと感じる市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「交通安全について安全だと思いますか」における「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の割合
		市内の犯罪件数	業務	県警発表の犯罪発生件数
		犯罪に関して市内（自宅周辺）は安全だと感じる市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「防犯について安全だと思いますか」における「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の割合
2-5	賢い消費者の育成	消費者啓発教育講座受講者数	業務	消費者啓発教育講座受講者数
		消費トラブル相談により問題が解決された割合	業務	$\text{「消費トラブルの解決した件数」} \div \text{「消費トラブル相談件数」} \times 100$
2-6	市民の主体的連帯活動に支えられたコミュニティの推進	コミュニティ※活動参加者の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「地域の活動にどの程度参加していますか」における「定期的に参加している」+「ときどき参加している」の割合
		地域まちづくり協議会※の数	業務	地域まちづくり協議会※の設置数（小学校区）
		自治会への加入率	業務	$\text{「自治会加入世帯数」} \div \text{「常住人口世帯数（10月1日現在）」} \times 100$
3-1	いつでも、どこでも、誰もができる生涯学習の推進	日ごろから何らかの学習活動（生涯学習）を行っている市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「日ごろから何らかの学習活動（生涯学習）を行っていますか」における「はい」の割合
		流山市内は学びたいときに学べる環境（生涯学習の環境）が整っていると思う市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「流山市内は学びたいときに学べる環境（生涯学習の環境）が整っていると思いますか」における「整っていると思う」+「どちらかといえば整っていると思う」の割合

施策	施策名	目標指標名	取得方法	算出式
3-2	個性を生かす教育環境の基盤充実	小中学校図書館の蔵書数が学校図書館標準を達成している学校の割合	業務	「学校図書標準を達成している学校数」÷「学校数」×100
		学校サポートボランティア*の登録割合	業務	「登録人数」÷「学級数」×100
3-3	次代を担う青少年を育てる地域環境づくり	流山市内は、子どもたちが健やかに育つ環境が整っていると思う市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート*「流山市内は子どもたちが健やかに育つ環境が整っていると思いますか」における「整っていると思う」+「どちらかといえば整っていると思う」の割合
		補導者数	業務	青少年指導センターによる補導者の実績
		子どもたちの健全育成活動を行っている市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート*「子どもたちの健全育成のために何か行動していますか」における「行動している」の割合
3-4	ながれやま市民文化の継承と醸成	芸術・文化活動を行っている市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート*「日ごろから学習活動を行なっている市民の対象分野」における「教養（語学・歴史・文学等）」+「芸術文化（音楽・絵画等）」の割合
		市内の文化財数	業務	国登録、県・市の指定数
		流山市内（市周辺）は芸術・文化活動を行う環境が整っていると思う市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート*「流山市内（市周辺）は芸術・文化活動を行なう環境が整っていますか」における「整っていると思う」+「どちらかといえば整っていると思う」の割合
3-5	スポーツ活動の基盤づくり	継続的に運動・スポーツに取り組んでいる市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート*「日ごろから学習活動を行なっている市民の対象分野」における「レクリエーション」+「スポーツ」の割合
		スポーツで健康体力の維持・増進を行っている市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート*「健康維持のために日ごろから行っていること」における「身体活動・運動を習慣的に行なっている」の割合
3-6	国際社会への対応	外国文化の理解を深めるための市や地域の行事に参加している市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート*「外国の文化にふれあい、理解を深めるための市や地域の行事への参加」における「参加している」の割合
		国際交流協会が主催する交流事業への参加者数	業務	「国際交流まつりの参加者数」+「国際交流サロン参加者数」+「ホームステイ・ホームビジット受入人数」+「市と国際交流の共催事業参加者数」
		国際交流を目指している市民活動団体数	業務	国際交流に関わる任意団体数及びNPO*団体数の合計
4-1	安心して子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり	保育所の待機児童数	業務	「厚生労働省保育所待機児童調査」に基づいて算出
		流山市は子育てがしやすいまちだと思う保護者の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート*「流山市は子育てがしやすいまちだと思いますか」における「はい」の割合
		子育てに係る不安や負担が軽減されていると感じる保護者の割合	アンケート	次世代育成支援行動計画に関するアンケートにおける「軽減されている」の割合
4-2	高齢者や障害者がいきいき暮らせる社会づくり	生きがいを感じる高齢者の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート*「生きがいをもって元気に暮らしていると思いますか」における「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の割合
		要介護（要支援）認定者を除く高齢者の割合	業務	（「65歳以上人口」-「要介護（要支援）認定者」）÷「65歳以上人口」×100
		福祉サービスを受けている障害者の割合	業務	「障害者手帳所持者で障害福祉サービス利用者」÷「障害者手帳所持者」×100
		市内企業における障害者雇用率	業務	「障害者の常用雇用者」÷「法定労働者数」×100
		就労支援施設を利用している障害者数	業務	就労支援施設である「アモール」「かたぐるま」「キッチンよつば」「こまぎ園」「いろいろやハーモニー」「エンゼルフラワー」「南天の木」等を利用している障害者の数の合計

施策	施策名	目標指標名	取得方法	算出式
4-3	誰もが安心して暮らすことのできる生活支援づくり	生活保護受給者数	業務	生活保護受給者
		保護率	業務	「生活保護受給者数」÷「総人口」×1000
		就労支援により自立した生活保護世帯数	業務	就労支援により自立した生活保護世帯数
4-4	健康で明るい暮らしづくり	健康の維持、増進のために日ごろ何か行っている市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「健康維持のために日ごろから行っていることはありますか」における「特に何もしていない」を除いた割合
		がん・心疾患・脳血管疾患による死亡率	業務	「がん・心疾患・脳血管疾患による死亡者数」÷「全死亡者数」×100
4-5	地域で支える福祉のまちづくり	市民が参加できるまちぐるみの福祉ができていると思う市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「福祉のサービスに市民が参加できるまちぐるみの福祉ができていると思いますか」における「できている」+「どちらかといえばできている」の割合
		福祉ボランティア数	業務	流山市ボランティアセンターの年度末登録者数
		各種福祉活動の参加市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「NPO※などの市民活動（ボランティアを含む）を行っていますか」における「している」の割合
4-6	バリアフリー※のまちづくり	市内がバリアフリー※だと感じる市民（65歳以上）の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「市内の駅や道路や施設がバリアフリー※になっていると思いますか」における「なっている」+「どちらかといえばなっている」の割合（65歳以上）
4-7	誰もが安心して利用できる社会サービス体制づくり	福祉サービスの情報提供に満足している市民（65歳以上）の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「福祉サービスの情報提供充足度」における「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」の割合（65歳以上）
		市の福祉サービスに満足している市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「市の福祉サービスについて不足している点」における「全くない」+「ほとんどない」の割合 ※「わからない」は含めない
		市の福祉サービスに満足している市民（65歳以上）の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「市の福祉サービスについて不足している点」における「全くない」+「ほとんどない」の割合（65歳以上） ※「わからない」は含めない
5-1	商業の拠点づくりと地域密着型サービスの強化	市内の商店会店舗数	業務	流山市商工会名簿に登録のある店舗数
		市内商店会の企画・イベント事業の数	業務	市内の商店会が実施する企画やイベントなどの数
5-2	工業の強化と新たな産業の創造	ISO※認証を取得している市内事業者数	業務	ISO※9001及びISO※14001認証を取得している市内事業者の合計
		行政支援を受けて新産業創出に取り組んでいる中小企業者数	業務	県内インキュベーション施設に入居する市内中小企業者数と新産業創出促進事業補助金の交付対象事業者数の合計
		企業立地件数	業務	企業立地の促進に関する条例及び施行規則に基づく奨励金等交付件数+大規模小売店舗立地法に係る商業施設数

施策	施策名	目標指標名	取得方法	算出式
5-3	誰もが安心して働ける環境・基盤づくり	勤労意欲を感じる労働者の割合（市内勤務者）	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「市内で仕事をしている市民」のうち「勤労意欲を感じている」の割合 ※「どちらかといえば感じている」は含めない
		有効求人倍率	業務	松戸公共職業安定所管内の有効求人倍率
		就労支援講座等参加者の就職率	業務	「就職に至った受講者」÷「就労支援講座等の受講者」×100
		地域職業相談室の就職率	業務	「就職に至った利用者」÷「地域職業相談室において職業紹介を行った利用者」×100 ※地域職業相談室の利用状況報告書に基づく
5-4	多様な方面からの農業の振興	農業生産所得	業務	10aあたりの生産所得 ※千葉県生産農業所得統計に基づく
		遊休農地面積有効利用割合	業務	（「市民農園面積」＋「体験農園面積」＋「保全管理面積」＋「農用地利用集積面積」）÷「遊休荒廃地面積」×100
		認定農業者数	業務	流山市の認定農業者制度を受けた者
5-5	特色ある観光の育成と創設	観光イベント開催による観光入込数	業務	花火大会など市内で開催される観光イベントへの来訪者の合計
		本市の主な施設の観光入込数	業務	「一茶双樹記念館」「アトリエ黎明」「近藤勇陣屋跡」「利根運河」への年間来訪者の合計
		観光協会ホームページのアクセス件数	業務	ホームページへの年間アクセス件数（カウンタ機能により把握）
		ふるさと産品協会の各種イベントへの出店数	業務	各種イベントへの出張店舗として参加したのべ店舗数
6-1	市民参加の地域社会づくり	市に意見を言える機会に満足している市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「市に意見を言える機会の満足度」における「満足である」＋「どちらかといえば満足」＋「普通」の割合
		住民の声が市政に反映されていると感じる市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「住民の声の市政への反映の満足度」における「満足である」＋「どちらかといえば満足」＋「普通」の割合
		市民活動団体の数	業務	「市民活動推進センター登録団体数」＋「NPO※法人数」－「重複団体数」
6-2	健全で効率的な行財政運営	公債費負担比率※	業務	「公債費※充当一般財源（一時借入金利子、転貸借及び繰上償還額を含む）」÷「一般財源総額」×100
		経常収支比率※	業務	「経常経費に充当される一般財源」÷「経常一般財源の額」×100
		人口千人当たりの職員数	業務	「一般職員数（年度当初）」÷「住民基本台帳人口（年度末）」×1000
		市税収入に対する人件費の割合	業務	「人件費」÷「市税」×100
6-3	地方分権・広域行政への取組	広域連携が効率的に図られている事業数	業務	広域で共同処理している事業数及び近隣市との連携により解決した行政課題数
		指定管理者の管理運営に関するモニタリングガイドライン※に基づく総合評価が「良好」だった施設の割合	業務	「指定管理者選定委員会における総合評価が『良好』の施設数」÷「指定管理者導入施設数」×100
6-4	男女共同参画社会づくり	男女が平等に扱われていると思う市民の割合	アンケート	まちづくり達成度アンケート※「男女平等感」における「平等である」の割合
		審議会等委員に女性委員が占める割合	業務	「女性委員」÷「全委員」×100

策定経過

年	月	日	主な経過	主な内容
20 年	4月	22	総合計画審議会（第1回）	委員委嘱、総合計画の概要、後期基本計画策定に関する基本方針（案）
	5月	14	総合計画審議会（第2回）	議事運営規程、後期基本計画策定に関する基本方針（修正案）
	8月	11	後期基本計画策定に係る示達	後期基本計画策定に係る基本方針
		11	後期基本計画策定会議（第1回）	後期基本計画の策定に係る基本方針の示達 策定方針・体制・スケジュール
		25	市議会全員協議会	後期基本計画策定に係る基本方針報告
			市民意識調査	とりまとめ7月16日～8月18日
	9月	29	後期基本計画策定会議（第2回）	市民意識調査及びNPOアンケートの経過報告 前期10年間の36施策の評価・総括
	10月	1	後期基本計画策定会議（第3回）	前期基本計画（6政策）の評価・総括 後期基本計画の構成の検討
			NPOアンケート	とりまとめ7月24日～8月25日 最終10月8日
			NPOとの意見交換会	10月3日・4日開催
		15	後期基本計画策定会議（第4回）	前期基本計画（6政策）の評価・総括
		22	後期基本計画策定会議（第5回）	前期基本計画（6政策）の評価・総括
	11月	13	総合計画審議会（第3回）	諮問、前期基本計画（6政策）の評価・総括、後期基本計画に係る重点施策
	12月	15	後期基本計画策定会議（第6回）	後期基本計画に係る重点施策 後期基本計画に係る財政見通し
			中学生アンケート	とりまとめ9月1日～10月31日
		17	総合計画審議会（第4回）	後期基本計画に係る重点施策 後期基本計画に係る財政見通し
		18	市議会全員協議会	策定経過報告
			事務事業選択（1次ヒアリング）	事務事業選択2月9日～2月23日
21 年	5月	11	後期基本計画策定会議（第7回）	まちづくり基本方針、成果指標・枠配当の考え方
	6月	2	市議会全員協議会	策定経過報告
		3	総合計画審議会（第5回）	人口推計の見直し、まちづくりの基本方針（案）、事務事業選択、成果指標
			事務事業選択（2次ヒアリング）	企画財政部ヒアリング5月22日～6月16日
	7月		人口再推計	とりまとめ
			事務事業選択（最終ヒアリング）	市長・副市長ヒアリング7月6日～7月14日
		10	後期基本計画策定会議（第8回）	議決範囲、施策の展開、まちづくりの基本方針、現状課題と基本方針
		22	後期基本計画策定会議（第9回）	後期基本計画（素案）提示
		23	総合計画審議会（第6回）	後期基本計画（素案）提示

年	月	日	主な経過	主な内容
		30	市議会全員協議会	策定経過報告
		30	人口推計の公表	人口再推計の結果
	8月	25	後期基本計画策定会議（第10回）	後期基本計画（素案） タウンミーティング、パブリックコメント
		25	市議会全員協議会	タウンミーティングのお知らせ
			タウンミーティング	8月29日、9月5日 4会場
	9月		パブリックコメント	9月5日広報発行、9月5日～10月5日
		15	総合計画審議会（第7回）	後期基本計画（素案）に係る意見交換
		26	総合計画審議会（第8回）	後期基本計画（素案）に係る意見交換
	10月	2	市議会流山市後期基本計画検討協議会（第1回）	正・副会長互選
		5	市議会流山市後期基本計画検討協議会（第2回）	後期基本計画（素案）説明
		9	総合計画審議会（第9回）	後期基本計画（素案）に係る意見交換
		13	市議会流山市後期基本計画検討協議会（第3回）	後期基本計画（素案）に係る意見交換
		15	後期基本計画策定会議（第11回）	パブリックコメントまとめ
		23	総合計画審議会（第10回）	答申案
		29	後期基本計画策定会議（第12回）	後期基本計画（原案）
		30	市議会流山市後期基本計画検討協議会（第4回）	後期基本計画（素案）に係る意見交換
	11月	2	市議会流山市後期基本計画検討協議会（第5回）	後期基本計画（素案）に係る意見交換
		9	市議会流山市後期基本計画検討協議会（第6回）	後期基本計画（素案）に係る意見交換
		6	総合計画審議会（第11回）	答申
	12月	3	市議会	議案上程
		3	市議会流山市総合計画後期基本計画審査特別委員会（第1回）	正・副委員長互選
		16	市議会流山市総合計画後期基本計画審査特別委員会（第2回）	議案審査
		17	市議会流山市総合計画後期基本計画審査特別委員会（第3回）	議案審査
		24	議決	
22年	2月	18	後期基本計画策定会議（第13回）	実施計画（案）
	3月	16	総合計画審議会（第12回）	最終報告
	4月		後期基本計画スタート	

流山市総合計画後期基本計画策定について（示達）

流 企 第 182 号

平成20年8月11日

各部局長等 様

流山市長 井崎 義治

（公印省略）

流山市総合計画後期基本計画策定について（示達）

このことについて、別紙「後期基本計画策定に関する基本方針」に従い、流山市後期基本計画を策定するよう示達する。

後期基本計画策定に関する基本方針

1 背景

平成11年9月定例会で議決を経た流山市総合計画基本構想（以下「基本構想」という。）は、平成12年度から平成31年度までの流山市の目指すべき「まちづくりの指針」を定めたものである。

また、流山市総合計画前期基本計画（以下「前期基本計画」という。）は、基本構想を具現化するための基本的な施策を総合的かつ体系的に定めたものであり、計画期間は平成12年度から平成21年度までとなっている。

この前期基本計画が、平成21年度に完了することに伴い、平成22年度から平成31年度までの流山市総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）の策定を行うものである。

2 基本的な考え方

基本構想においては、将来都市像を『豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民が真の豊かさを実感できるまち「みんなでつくろう価値ある流山」』と定めている。後期基本計画の策定は、その実現を目指すために重要な役割を担うものである。

このため、この基本構想に基づき実施された前期基本計画10年間を評価・総括し、流山市のこれからのまちづくりの方向を明らかにする計画として、平成22年度から平成31年度までの後期10年間の基本計画を策定するものである。なお、策定にあたっては、次の点に留意するものとする。

（1）基本構想に基づく計画

平成11年度に策定した基本構想は、当時としては、大規模な市民参加を実践して策定された計画であるとともに、議会の議決を得たものである。

後期基本計画の策定においては、基本構想で定められた「基本理念」と「将来都市像」を実現するため、施策

の大綱に基づいた計画とする。更に、新たな施策体系の構築にあっては、施策実施にあたっての重点施策を選択するなど、メリハリのある計画とする。

また、前提条件となる将来人口推計などの基本的フレーム及び統計データなどは最新のデータに基づいて策定する。

（2）行政評価システムと連動した計画

これまで、本市が積極的に進めてきた行政評価システムを活用し、前期基本計画の評価・総括を行い、後期基本計画においても、施策の成果指標や目標値等設定し、それぞれの施策や事業がどのように貢献したかを評価できる計画とする。

また、その評価結果を実施計画や予算に反映していく仕組みを構築することとする。

（3）財政状況に即した計画

長期的な視点に立った「財政の見通し」を作成し、これに即した後期基本計画の施策の展開を行うこととする。

また、前期基本計画の評価・総括や、優先度評価に基づき、財政状況に見合った有効性の高い事業選択を行うこととする。

（4）市民参加

基本構想は、ワークショップなどの市民参加を実践して策定した計画であることから、後期基本計画の策定においても、多くの市民の声を反映させるため、効率的、効果的な市民参加の手法を取り入れるものとする。

（5）職員の参加

総合計画は、本市の最上位計画であることから全職員の発想と英知を結集して、全庁をあげて策定作業を行うこととする。

なお、後期基本計画の策定にあたっては、庁内に策定組織を設置するものとする。

3 総合計画の構成等

総合計画の構成及びその期間については、これまでの4層構造（基本構想・基本計画・5か年計画・実施計画）を3層構造（基本構想・基本計画・実施計画）に変更し、実施計画の期間等についても一部変更し、次のとおりとする。

（1）基本構想

基本構想は、本市のまちづくりの将来目標とその実現のための基本方針を明らかにするものであり、その期間は平成12年度から平成31年度を目標年次とする20年間の計画とする。

（2）基本計画

後期基本計画は、基本構想を受けて施策の基本的方向を示すものであり、その期間は平成22年度から平成31年度までの10年間とする。なお、後期基本計画の「財政の見通し」については、長期的な歳入見通しに合った基本計画を策定する趣旨から、計画期間に合わせた10年間とする。

（3）実施計画

実施計画は、基本計画で示された施策を具現化するため、事業実施の指針とする事業計画を示すものであり、後期基本計画中の実施計画を平成22年度から24年度の3か年、平成25年度から27年度の3か年、平成28年度から平成31年度の4か年計画とする。

また、各実施計画期間の終了時点で、次期実施計画期間の「財政の見通し」を再度推計し、後期基本計画の「財政の見通し」に大きな乖離が生じた場合は、必要に応じ見直しを行なう。

これにより後期基本計画の「財政の見通し」の変更の機会が、従来の5か年計画に基づく5年毎の2回から、実施計画に基づく3・3・4年の3回に増え、より社会経済状況の変化に即した後期基本計画となる。

更に、行政評価システムによるPDCAサイクル（計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（act）のプロセス）に基づき毎年事業の見直しを行い、予算に反映させる仕組みを構築することとする。

▼総合計画の期間・枠組み

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
基本構想 20 年	←										
後期基本計画 10 年		←									→
実施計画 3 年		←									
実施計画 3 年					←						
実施計画 4 年								←			→

4 庁内の策定体制

後期基本計画の策定にあたっては、全職員がこの作業にあたるものとするが、効率的な作業を進めるために流山市庁議等の設置及び運営に関する規則（平成19年3月30日規則第16号）に即した別添の流山市総合計画策定会議等設置要綱により流山市総合計画策定会議を設置する。

（1）策定会議（政策調整会議）

策定会議は、総合計画に関する基本的事項の調査、審議及び調整に関すること、その他総合計画の策定に必要な事項の事務を行う。委員は政策調整会議の委員をもって組織する。

（2）連絡会（市長、副市長、教育長、水道事業管理者、企画財政部長、総務部長）

策定会議の議長は、総合計画を策定するにあたり必要に応じて、連絡会に意見を求めることができる。連絡会は、市長、副市長、教育長、水道事業管理者、企画財政部長、総務部長とする。

（3）策定部会（施策主管課長会議）

計画策定会議の指示に基づき、総合計画に関する専門

的事項の調査及び策定作業の調整に関し、次の6部門の計画策定部会を設置する。

- ・都市基盤部会
- ・市民生活・環境部会
- ・教育・文化部会
- ・保健・医療・福祉部会
- ・産業部会
- ・行財政部会

（4）策定分科会（課長補佐、係長等）

計画策定部会の指示に基づき、総合計画に関する専門的事項の調査及び策定作業の調整に関し、次の6部門の計画策定分科会を設置する。

- ・都市基盤分科会
- ・市民生活・環境分科会
- ・教育・文化分科会
- ・保健・医療・福祉分科会
- ・産業分科会
- ・行財政分科会

（5）正副会長会議（各策定部会・策定分科会）

策定部会及び策定分科会との連絡調整を図り、策定を円滑に推進するため、策定部会及び策定分科会にそれぞれ正副会長会議を設置する。

(6) 企画財政部会（秘書広報課、企画政策課、行政改革推進課、財政課）

企画財政部長の指示に基づき、総合計画に関する専門的事項の調査及び策定作業の調整に関し、企画財政部会を設置する。

5 計画書の章立てや内容等について

後期基本計画の章立てや内容等についてはわかりやすさに配慮しつつ、次の事項を考慮するものとする。

(1) 計画の性格や内容等について、明確にするとともに、基本的なフレームである「人口の見通し」「財政の見通し」を作成する。

(2) 行政レベルの視点だけではなく、市民の生活レベルの視点で捉え、施策を横断的に推進する仕組みを取り入れる。

(3) 前期基本計画で定めた施策内の個別施策については、前期基本計画の総括等を十分精査したうえ、後期基本計画を策定する。

(4) 実施計画書の内容については、財源の裏付けのある計画であることなどを考慮した表記の方法を工夫する。

6 策定のスケジュール

後期基本計画は、平成20年度、21年度において策定するものとし、そのスケジュールは、別表*のとおりとする。

なお、スケジュールは、その進捗状況等から、適時、軌道修正を行いながら、平成22年4月から後期基本計画をスタートさせていくこととする。

*別表（スケジュール）は省略

諮問

大

流 企 第 239 号

平成20年11月13日

流山市総合計画審議会

会長 浅見 泰司 様

流山市長 井崎 義治



流山市総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

流山市総合計画後期基本計画は、基本構想の目指す将来都市像の実現のため、後期10年間のまちづくりの基本的な方向を明らかにするためのものです。

その策定にあたっては、「後期基本計画策定に関する基本方針（以下「基本方針」という。）」に基づき全庁的な取組みとして作業を進めています。

その策定過程における基本方針の反映について、貴審議会の意見を求めたく諮問いたします。

記

1 審議の過程において意見をいただく事項

- （1） 前期基本計画の評価・総括について
- （2） 後期基本計画の重点施策について
- （3） 後期基本計画の財政の見通しについて
- （4） その他

2 答申として意見をいただく事項

- （1） 後期基本計画の素案について
- （2） その他

答申

流 総 計 審 第 1 1 号

平成21年11月 6日

流山市長 井崎 義治 様

流山市総合計画審議会

会 長 浅見 泰司



流山市総合計画後期基本計画の策定について（答申）

平成20年11月13日付け流企第239号で諮問のあった流山市総合計画後期基本計画（素案）及び流山市総合計画後期基本計画説明書（素案）について、当審議会は、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり意見を集約したので答申します。

別紙

1 序論

後期基本計画は、流山市が今後10年間に進むべき方向を指し示す羅針盤とも言うべき計画です。「後期基本計画策定に関する基本方針」の基本的な考え方やプロセスにもあるように、基本構想における将来都市像を実現させるための実効性のある計画を策定されるよう望みます。

また、分権型社会を迎え、流山市自治基本条例や流山市議会基本条例に基づき「市民自治によるまちづくり」の理念が後期基本計画に反映され、市民との協働を進め、流山市の実情に合った施策を展開されることを期待します。

2 総論

(1) まちづくりの経過と課題、重点施策

前期基本計画、下期5か年計画重点プロジェクトの評価については、事業の実施状況だけではなく、成果や市民満足度がどうであったかを考慮すべきであり、その結果が後期基本計画の重点施策等に反映されるものと考えます。

また、重点施策については、前期基本計画における重点施策としての位置付けや市長マニフェストでの位置付け等を踏まえて選定されていますが、その時代における社会経済情勢や住民ニーズを踏まえて柔軟な対応も必要です。

さらに、その実施に当たっては、選択と集中の観点から、予算配分等において重点化を図る必要があります。

(2) 将来都市像の具体化

基本構想で定める将来都市像の実現に向けて、後期基本計画で定める「都心から一番近い森のまち 流山」という都市のイメージは、流山の魅力向上を目指すイメージとして、時代の潮流にマッチした素晴らしいものです。魅力を高め、まちの価値が上がることで、観光や商業などの隆盛と合わせ、新たな人口の流入を期待します。

それには、一番近い森は、どこに、どんな森があるのかなどの具体的・裏付け的な説明が必要です。

さらに、生態系に配慮した、地球温暖化防止、生物多様性地域戦略などの施策があることから、生物という視点を物差しに加えた森や緑の定義あるいは概念を示し、実態調査を行い自然環境の現状と、今後、どこに、どのくらいの森や緑が残るのかを把握すべきです。そして、その上で、数値目標（森林面積の見通しなど）を定めて、市民や企業等の協力を得て、森や緑の保全のみならず復元、創出のための対応を図る必要があります。

また、市民憲章に「江戸川の流れも清く」と定めがあるように、歴史を伝える江戸川などの豊かな水辺についても触れるべきです。

(3) 時代潮流とまちづくりの基本方針

「長寿・人口減少社会の到来」、「深刻化する地球温暖化」、「地方分権の進展」の3つの時代の潮流を踏まえて、いかに、まちづくりの基本方針を取りまとめたのかについて、市民に分かりやすく説明することが必要です。

特に、現在の社会経済情勢下では、生活に不安を感じる市民も多いことから、その時代の潮流に合った施策の展開を望みます。

また、まちづくりの基本方針とそれを具現化するリーディング事業の関連についても、実施計画にどのように位置付けるのか市民にも分かりやすく説明することが必要です。

(4) まちづくりの基本的なフレーム

「財政の見通し」については、財源の裏付けのある計画とする点で特徴的ですが、上下に幅を持たせるような「財政の見通し」として、選択の余地、余裕を持たせることも必要です。

また、財源についても、流山独自の基金の創設など、身の丈を大きくすることの検討も重要です。

一方、「人口の見通し」については、全国的に人口減少時代に突入する中で、TX沿線開発等による効果で、平成32年4月1日の人口を18万1千人と見込み、当面、人口増が続く推計となっています。今後も、マーケティング活動等による企業の誘致も含め、さらなる人口の誘導施策の展開を望みます。

(5) 事務事業の選択

「財政の見通し」に基づく事業の選択と集中には、プライオリティを付けたり、場合によってはスクラップする必要があります。有効性の高い事業選択を行うために、どこまで踏み込んでいくのか、そのプロセスが重要であり、全国に先駆けた優れた仕組みの構築を望みます。

また、事務事業の選定方法については、様々な観点から定量的な評価や優先度評価で行われていますが、重点施策の選定では、政策面での評価が高いものが上位となっています。市民満足度の評価をより重視するなど、市民参加に基づく意思決定、市民重視というスタンスにより重きをおくことが必要です。

(6) 計画の改訂

計画期間中に社会経済情勢が大きく変化し、計画内容との間に乖離が生じた場合は、速やかにこれを見直すことが必要です。

特に、まちづくりの基本的なフレームとしての「財政の見通し」、「人口の見通し」などは、社会経済情勢によって大きく変動することが予想されることから十分な配慮が必要です。

計画の体系として、実施計画を上期、中期、下期の3期に分けて策定されることから、その時期に応じた施策の展開を望みます。

3 各論

1 節 整備・開発と自然環境のバランスがとれた流山（都市基盤の整備）

- ・土地区画整理事業では、事業計画の中で、森を残すことで周辺の価値を高めるということを検討してください。
- ・みどりの多い住環境に配慮しつつ活力ある流山市の都

市形成を促進し、人口増加をより促進するため、ＴＸ沿線地域の土地区画整理事業を進めるとともに、若い世代の定着を誘導して税収を拡大し、活力ある文化都市・魅力ある森のまち流山を構築することを強く望みます。

- ・都市計画の変更・見直しなどは現状追認ではなく、積極的に政策的誘導を行ってください。
- ・水洗化率と下水道普及率をセットにして、目標指標に設定してください。
- ・住んでみていいまちだと思えるかどうかは、安心して歩ける生活道路があるかどうかです。子どもたちの通学路の整備など、いいまちになるのだという期待感が持てるよう表現を工夫してください。
- ・道路整備に関しては、自転車道や歩行者道が、今後の道路行政の中で重要性が増しているの、目に見える計画を作ってください。特に、独立した自転車歩行者道で、市内全域を自転車歩行者道網として有効的に整備してください。
- ・台風や大雨などの対策は、ハザードマップをもとに、被害の未然防止に努めてください。
- ・流鉄活性化支援事業については、市民の誇りになるような活性化の方針を流鉄とともに考えていくべきです。
- ・ぐりーんバスは、収益面は赤字でも、市民、特に高齢者などの交通弱者が安心して便利に移動できることがあるべき姿と考えます。理想的な便数や収益性を考え、あるべき姿を目標として、行政サービスとして戦略的に行うべきですが、市民の利用義務という発想も検討してください。

2節 生活の豊かさを実感できる流山（生活環境の整備）

- ・大量生産、大量消費、大量廃棄からの脱却は聞き慣れている言葉ですが、「大量リサイクルからの脱却」は、recycle より reduce、reuse に力をいれるべきという方針であれば、そのような説明を追加してください。
- ・大地震が予想される中、一般の戸建て住宅の耐震化の促進については、昭和56年以降の建物（既に28年経過している）は安全とされていることなどから、耐震改修ではなく建替え誘導への施策の転換、補助期間の時限化とともに補助率を増額し、耐震化の実績率を上げる方策も必要です。
- ・住宅の建替え時に併せて省エネ化も推進するよう検討してください。
- ・小学校区を単位とした、地域まちづくり協議会の推進を図り、市民自治によるまちづくりの推進を進めてください。
- ・地域まちづくり協議会の数を目標・指標とするように修正してください。

3節 学び、受け継がれ、進展する流山（教育・文化の充実向上）

- ・教育の充実向上のためには、「教育環境」だけではなく「教育内容」も重点的に整備していく必要があります。「環境」に「内容」が含まれるという認識ではなく、「個性を生かす教育内容・環境の充実向上」と文言で明記してください。

- ・「個性を生かす」という施策名が、5つの基本方針のどこにも明記されていないので考慮すべきです。
- ・青少年を取り巻く環境が、時代の変遷とともに変わってきており、次代を担う青少年の健全育成に配慮してください。
- ・歴史ある流山市にあって、芸術・文化の発展と合わせ、伝統文化の保存と継承に努めてください。
- ・総合体育館の建替えについては、従来の手法ではなく、民間の資金や経営能力、技術的能力を活用した手法を用いるべきです。
- ・真の国際化を図るため、外国人の方が安心安全に生活していくための生活情報の提供を進めてください。

4節 誰もが充実した生涯をおくることのできる流山（市民福祉の充実）

- ・生活保護受給者数が増えていることから、減らすような対策が必要ではないでしょうか。
- ・「健康都市宣言のまち」として、健康を維持することにより医療費の節減に向けた事業を推進してください。
- ・福祉会館については、施設の維持管理だけではなく、学習機能や情報機能、あるいは相談事業の充実を図るなど、多様な形態についても検討してください。
- ・市内の道路を問わず、あらゆる施設でのバリアフリー化に向け、バリアフリーだと感じる市民の割合が上昇するよう努力してください。
- ・学童クラブは共働きの増えてきているため、定員が厳しく入れない子どももいます。施設をもっと増やすということも必要ですが、他市町村ではNPOの方たちが、マンションの一室で預かったりするような運営形態もあることから、多様な運営形態についても検討するとともに、学童保育の中身に力を入れてください。

5節 賑わいと活気に満ちた流山（産業の振興）

- ・既成市街地における既存の商店街の充実活性化に努めてください。
- ・企業誘致については、東京とつくばの中間に位置する地の利を活かし、知識集約型の企業誘致に努めるべきです。
- ・現在の経済情勢を反映し、リストラ、終身雇用制の見直し、さらにはフリーター・非正規雇用者の増加など労働環境に不安を感じる市民の声に応え、働く場の提供、環境の改善を図ってください。
- ・「都心から一番近い森のまち」については、単に森だけを指しているのではなく、流山の特徴、魅力は、森と水田と斜面林、谷津田の組み合わせであると思います。したがって、そこで農業が維持されなければ、水田は失われてしまうため、農業は大変重要です。
- ・生業としての農業振興だけでなく、農地本来の持つ保水機能、農家にホームステイして農作業を体験するグリーンツーリズム、新川耕地における遊休農地の水田型市民農園化など、観光分野とも十分な連携が必要です。また、お米を学校の給食で使う食育、教育部門、健康や福祉とも関係するので、さらに表現を工夫してください。
- ・利根運河については、長期的展望に立ち自然環境も保

全しつつ観光資源の拡張を早期かつ具体的に推進することを検討してください。

- ・新川耕地北部の運河沿いのヨシ・ガマの草地には、ヨシゴイという貴重な鳥が生息しています。市民団体と国土交通省が連携して調査を行っているので、観光情報として、そのような調査の活かし方を検討してください。

施策の推進方策 公・民パートナーシップによる構想実現と効率的、効果的行財政運営（行政の充実）

- ・市民参加の地域社会づくりに関しては、市民参加が大きな流れになっており、協働を進めていく場合には、行政と市民、議会がどのような役割分担でまちづくりを進めていくかが大切です。制定された流山市自治基本条例の基本原則や約束事を明確にした上で、まちづくりを進めてください。
- ・行政文書の電子化の完全実施は、利用者にとっては便利ですが、文書の現物が無くなることはきわめて高いリスクも考えられます。情報公開に関わる部分、行政運営の効率化、コストの削減、リスクなど、そのバランスをよく考慮して検討してください。

- ・やる気と能力ある人材を多く育成し、併せて適正な評価と処遇を行うことが、地方自治体には強く求められていることから、「業績評価システムと成績給導入」や「幅広い行政視野をもつ、職員育成」、「施策形成能力の向上」、「プレゼン能力の向上」等を記述し、今後ますます高度化・複雑化する行政需要に対応できる職員を育成することを計画で明らかにしてください。
- ・素案での権限委譲事務の選定については、財源との一体化、人材の確保等の難題がありますが、地方分権は、基礎的自治体職員のやる気、新たな権限を受け入れる勇気、頑張る元気がなければ実現できませんので、表現方法については再考してください。
- ・男女共同参画社会基本法が策定されてから10年が経ち、施策は啓発のみでなく、男女共同参画ができる環境整備の時代に入ったと言えることから、基本方針について、次の文章を加えてください。「男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画プランの改定、推進を図り、人権の尊重や男女が対等な立場であらゆる分野で持てる能力を十分発揮できる社会的環境の整備を進めます。」

流山市附属機関に関する条例（総合計画審議会部分）

流山市附属機関に関する条例

昭和 46 年 3 月 16 日
条例第 6 号

（趣旨）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に規定する附属機関については、法律又は他の条例に特別の定めのあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（設置及び組織）

第 2 条 市に別表左欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表右欄に掲げるとおりとする。

（会長及び副会長）

第 3 条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によって定める。ただし、法令等により規定されているものは、この限りでない。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長が置かれていない附属機関にあっては、会長に事故のあるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

（委員の任命等）

第 4 条 委員は、市長が委嘱又は任命する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 委員が委嘱又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員を辞したものとみなす。

（会議）

第 5 条 附属機関の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（部会）

第 6 条 附属機関は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する当該部会に属する委員がその職務を代理する。

6 附属機関は、その定めるところにより、部会の議決をもって当該附属機関の議決とみなすことができる。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「附属機関」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

（会議の運営等）

第 7 条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（規則への委任）

第 8 条 別に規則で定めるところにより、附属機関に特別委員、専門委員、臨時委員、顧問又は参与を置くことができる。

2 各附属機関の庶務は、規則で定める機関においてこれを処理する。

（市長への委任）

第 9 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

（略）

別表

附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
流山市総合計画審議会	流山市総合計画及びその実施に関し必要な調査及び審議を行い、市長に答申し、又は建議すること。	会長 委員	1 学識経験を有する者 2 教育委員会の委員 3 農業委員会の委員 4 公共的団体等の職員 5 市民公益活動団体を代表する者 6 市民を代表する者	5 人 1 人 1 人 4 人 2 人 5 人	2 年

流山市総合計画審議会議事運営規定

流山市総合計画審議会議事運営規程

制定 平成20年4月1日

(総則)

第1条 流山市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の議事運営は、流山市附属機関に関する条例(昭和46年条例第6号)に規定するもののほか、この規程で定める。

(議事日程)

第2条 会長は、審議会の会議(以下「会議」という。)に付すべき事案及びその順序等を記載した会議日程を定め、委員に通知する。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議日程の順序を変更することができる。

(会議の公開及び公開の方法等)

第3条 会議の公開及び公開の方法等は、「流山市審議会等の会議の公開に関する指針(平成13年4月1日施行)」(以下「公開指針」という。)の例により行うものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第4条 傍聴者の遵守事項は、公開指針の例により行うものとする。

(議事録の作成及び議事録の公表)

第5条 議事録の作成及び議事録の公表については、公開指針の例により行うものとする。

(雑則)

第6条 この規程を施行するため必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月22日から施行する。

流山市総合計画審議会委員名簿

任期 平成20年4月22日～平成22年4月21日

氏 名	摘 要	備考
◎浅見 泰司	東京大学 空間情報科学研究センター副センター長	
木下 剛	千葉大学園芸学部 准教授	
内山 久雄	東京理科大学理工学部土木工学科 教授	
久保 悌二郎	江戸川大学メディアコミュニケーション学部 学部長	
加藤 良則	東洋学園大学人文学部 教授 英語教育、学校教育	
松浦 尚二	教育委員会委員長	平成21年10月1日就任
奥田 富子	教育委員会委員長	平成21年9月30日退任
大塚 侃	農業委員会委員長職務代理者	
海老原 新蔵	流山市商工会	
中山 文男	とうかつ中央農業協同組合(経営管理委員)	
山崎 秀雄	流山市社会福祉協議会会長	
田井 慶一郎	流山青年会議所副専務理事	
新保 國弘	利根運河の生態系を守る会	
山口 文代	流山パートナーシップ	
大澤 信弘	公募市民	
石井 主税	公募市民	
島田 直幸	公募市民	
村瀬 義夫	公募市民	
○増岡 信男	公募市民	

◎会長 ○会長代理

※敬称略

策定会議設置要綱

流山市総合計画策定会議等設置要綱

(目的及び設置)

第1条 流山市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第5項に規定する基本構想並びに基本計画及び実施計画(以下「総合計画」という。)を策定するにあたり、流山市総合計画策定会議(以下「策定会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 策定会議は、流山市庁議等の設置及び運営に関する規則(平成19年3月30日規則第16号。以下「庁議規則」という。)8条に規定する政策調整会議の構成員をもって組織する。

(所掌事務)

第3条 策定会議は、次の事務をつかさどる。

- (1) 総合計画に関する基本的事項の調査、審議及び調整に関すること。
- (2) その他総合計画の策定に必要な事項
- (3) 総合計画案を庁議規則第2条第1項に規定する庁議に付議すること。

(議長及び副議長)

第4条 策定会議に、議長及び副議長を置く。

2 議長は、副市長とし、副議長は、議長が指名したものとする。

3 議長は、会務を総理し、策定会議を代表する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(策定会議の招集)

第5条 策定会議は、議長が招集する。

(連絡会)

第6条 策定会議の議長は、総合計画を策定するにあたり必要に応じて、連絡会に意見を求めることができる。

2 連絡会は、市長、副市長、教育長、水道事業管理者、企画財政部長、総務部長とする。

(策定部会)

第7条 策定会議に、策定会議の指示に基づき総合計画に関する専門的事項の調査及び策定作業の調整に関し、次に定める6部門の計画策定部会(以下「策定部会」という。)を設置する。

- (1) 都市基盤部会
- (2) 市民生活・環境部会
- (3) 教育・文化部会
- (4) 保健・医療・福祉部会
- (5) 産業部会
- (6) 行財政部会

(策定部会の組織)

第8条 策定部会の構成員は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(策定部会の任務)

第9条 策定部会は、次の事務を所掌する。

- (1) 策定会議の指示命令に基づく部門別計画案の審議・検討に関すること。
- (2) 総合計画原案の作成及び策定会議への報告に関

すること。

(部会長等)

第10条 策定部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、各策定部会毎に委員の互選により選出する。

3 部会長は、策定部会の事務を総理し、会議の議長となる。

4 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(策定部会の招集)

第11条 策定部会は必要に応じて部会長が招集する。

(策定分科会)

第12条 策定部会に、策定部会の指示に基づき総合計画に関する専門的事項の調査及び策定作業の調整に関し、次に定める6部門の計画策定分科会(以下「策定分科会」という。)を設置する。

- (1) 都市基盤分科会
- (2) 市民生活・環境分科会
- (3) 教育・文化分科会
- (4) 保健・医療・福祉分科会
- (5) 産業分科会
- (6) 行財政分科会

(策定分科会の組織)

第13条 策定分科会の構成員は、策定会議の議長が指名する。

(策定分科会の任務)

第14条 策定分科会は、次の事務を所掌する。

- (1) 策定部会の指示命令に基づく部門別計画案の審議・検討に関すること。
- (2) 総合計画原案の作成及び策定部会への報告に関すること。

(策定分科会長等)

第15条 策定分科会に分科会長及び副分科会長を置く。

2 策定分科会会長及び副分科会長は、策定分科会毎に委員の互選により選出する。

3 分科会長は、策定分科会の事務を総理し、会議の議長となる。

4 副分科会長は分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときはその職務を代理する。

(策定分科会の招集)

第16条 策定分科会は必要に応じて分科会長が招集する。

(正副会長会議)

第17条 策定部会及び策定分科会との連絡調整を図り、策定を円滑に推進するため、正副会長会議を設置する。

2 正副会長会議の構成員は、各策定部会の部会長及び副部会長並びに各策定分科会の分科会長及び副分科会長とする。

3 正副会長会議は、必要に応じて企画財政部長が召集する。

(正副会長会議の任務)

第18条 正副会長会議は、次の事務を所掌する。

- (1) 策定部会及び策定分科会の進行管理に関すること。

(2) 策定部会及び策定分科会の連絡調整に関すること。

(企画財政部会)

第19条 策定会議に、企画財政部長の指示に基づき総合計画に関する専門的事項の調査及び策定作業の調整に関し、企画財政部会を設置する。

2 企画財政部会の構成員は、秘書広報課、企画政策課、行政改革推進課及び財政課とする。

3 企画財政部会は必要に応じて企画財政部会長が招集する。

(企画財政部会長等)

第20条 企画財政部会長は、企画政策課長の職にある者をもって充てる。

2 企画財政部会長は、企画財政部会の事務を総理し、会議の議長となる。

(企画財政部会の任務)

第21条 企画財政部会は、次の事務を所掌する。

(1) 総合計画策定に係る総括的な仕組みに関すること

(2) 財政見通しの作成に関すること

(3) 行政評価と予算の連携の仕組みに関すること

(4) 市民からの意見聴取に関すること

(5) その他総合計画策定の推進に関すること

(事務局)

第22条 策定会議に、事務局を設置する。

2 事務局の総括は、企画財政部長とする。

3 策定会議、策定部会、策定分科会、正副会長会議及び企画財政部会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、策定会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成20年8月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

庁内組織

■策定会議委員名簿

◎議長 ○副議長 ()は前任者

副市長	◎石原 重雄
教育長	鈴木 昭夫
水道事業管理者	(菊池 允臣) 戸部 幹夫
企画財政部長	○染谷 郁
総務部長 兼)選挙管理委員会事務局長	(戸部 幹夫) 石井 泰一
市民生活部長	吉田 康彦
健康福祉部長	高市 正高
子ども家庭部長	沼沢 輝義
産業振興部長 兼)農業委員会事務局長	池田 孝
環境部長	宇仁菅 伸介
都市計画部長	山下 義博
都市整備部長	阿曾 弘
土木部長	志村 誠彦
会計管理者	(宇佐見 憲雄) 櫻井 範子
議会議務局	秋山 純
監査委員事務局	高橋 道秋
学校教育部長	渡邊 哲也
生涯学習部長	(石井 泰一) 海老原 廣雄
消防長	大越 一夫

■策定部会

◎部会長 ○副部会長 ()は前任者

(1) 都市基盤部会

都市計画課長	小瀧 邦昭
建築住宅課長	石本 秀毅
宅地課長	(窪園 弘治) 山岸 勇二
まちづくり推進課長	(伊藤 昌男) ○林 雅己
西平井・鰭ヶ崎地区区画整理事務所長	吉岡 郁雄
みどりの課長	菅原 智夫
道路管理課長	須賀 哲雄
道路建設課長	(海老原 義昌) ◎嶋田 隆一
河川課長	吉田 光宏
下水道業務課長	(栗田 徹) 大竹 晴樹
下水道建設課長	(嶋田 隆一) 南雲 嘉弘
(水道局庶務課長)	(海老原 敦男)
(水道局業務課長)	(福田 良恵)
経營業務課長	海老原 敦男
工務課長	(高梨 寛) 伊藤 昌男

水道局庶務課、水道局業務課は平成 21 年 3 月 31 日に廃止
経營業務課は平成 21 年 4 月 1 日に新設

(2) 市民生活・環境部会

コミュニティ課長	(海老原 廣雄) ◎倉田 繁夫
安心安全課長	片桐 正男
環境政策課長	飯泉 貞雄
リサイクル推進課長	宮崎 浩
クリーン推進課長	岡田 稔
道路管理課長	須賀 哲雄
消防総務課長	○高市 豊勝
予防課長	清水 彰
消防防災課長	小菅 康男
消防本部次長	鈴木 平
中央消防署長	(鈴木 平) 戸部 富雄
東消防署長	久保 明
南消防署長	染谷 広美
北消防署長	野口 博一

東消防署、南消防署は平成 21 年 4 月 1 日に新設

(3) 教育・文化部会

企画政策課長	(加藤 正夫) 水代 富雄
教育総務課長	◎高橋 茂男
学校教育課長	(北口 倫也) 田村 正人
指導課長	(亀田 孝) 寺山 昭彦
生涯学習課長	○友金 肇
公民館長	直井 英樹
(図書館長)	(松本 好夫)
(博物館長)	(川根 正教)
図書・博物館長	川根 正教

図書館、博物館は平成 21 年 3 月 31 日に廃止
図書・博物館は平成 21 年 4 月 1 日に新設

(4) 保健・医療・福祉部会

国保年金課長	福島 明
社会福祉課長	(眞田 朝光) 村越 友直
健康福祉政策室長	友野 哲雄
高齢者生きがい推進課長	(豊田 和彦) 栗田 徹
介護支援課長	上村 勲
障害者支援課長	◎小笠原 正人
健康増進課長	(須賀 博宣) 加藤 正夫
子ども家庭課長	針ヶ谷 勉
保育課長	(櫻井 範子) ○宮島 芳行
建築住宅課長	石本 秀毅
道路建設課長	(海老原 義昌) 嶋田 隆一

(5) 産業部会

マーケティング課長	(西田 良三) 間瀬 範幸
商工課長	◎岡田 一美
農政課長	(秋元 英雄) 福田 良恵
農業委員会事務局次長	○岡田 敏夫

(6) 行財政部会

秘書広報課長	加茂 満
企画政策課長	(加藤 正夫) 水代 富雄
行政改革推進課長	遠藤 幹夫
工事検査室長	石野 一男
財政課長	◎菅原 治
総務課長	○小林 博
人事課長	井上 透
管財課長	河原 智明
税制課長	藍川 政男
市民税課長	岩橋 正美
資産税課長	(荒井 秀男) 豊田 和彦
市民課長	小野寺 孝吏
コミュニティ課長	(海老原 廣雄) 倉田 繁夫
会計課長	(鈴木 洋子) 安蒜 秀一
議会事務局次長	(倉田 繁夫) 福留 克志
選挙管理委員会事務局次長	小川 昇
監査委員事務局次長	市川 充宏

■策定分科会

◎分科会長 ○副分科会長 ()は前任者

(1) 都市基盤分科会

都市計画課	課長補佐	齊藤 一男
都市計画課	室長	秋元 弘之
建築住宅課	課長補佐	亀山 和男
宅地課	課長補佐	海老原 直利
まちづくり推進課	室長	(林 雅巳)
	課長補佐	◎武井 厚
西平井・鰯ヶ崎地区 区画整理事務所	次長	染谷 則道
みどりの課	課長補佐	沢柳 順二
道路管理課	係長	宮崎 渉
道路建設課	課長補佐	久保田 惣一
河川課	課長補佐	○川崎 一也
下水道業務課	課長補佐	(大竹 晴樹)
	課長補佐	小笠原 正博
下水道建設課	課長補佐	小谷 克己
(水道局庶務課)	主査	(深津 博樹)
(水道局業務課)	課長補佐	(吉岡 進)
経営業務課	主査	深津 博樹
工務課	課長補佐	白川 敬章

水道局庶務課、水道局業務課は平成 21 年 3 月 31 日に廃止
経営業務課は平成 21 年 4 月 1 日に新設

(2) 市民生活・環境分科会

コミュニティ課	課長補佐	(兼子 潤一)
	課長補佐	高橋 とし子
安心安全課	課長補佐	大谷 守
環境政策課	主査	寺門 宏晋
リサイクル推進課	課長補佐	(南雲 嘉弘)
	課長補佐	◎吉岡 進
クリーン推進課	主査	金子 佳久
道路管理課	係長	山田 雄司
消防総務課	課長補佐	(秋谷 哲夫)
	課長補佐	○北野 浩一郎
予防課	課長補佐	鴻丸 正雄
消防防災課	課長補佐	伊藤 勝
中央消防署	係長	須郷 正彦
東消防署	係長	寺島 清
南消防署	係長	秋谷 敏之
北消防署	係長	(杉浦 清)
	係長	根本 辰夫

東消防署、南消防署は平成 21 年 4 月 1 日に新設

(3) 教育・文化 分科会

教育総務課	課長補佐	(近藤 広)
	課長補佐	◎佐藤 宣治
学校教育課	課長補佐	古川 和正
指導課	課長補佐	(寺山 昭彦)
	課長補佐	田嶋 久美子
生涯学習課	課長補佐	○戸部 孝彰
生涯学習課	所長	奥山 拓央
公民館	次長	岡田 早智男
(図書館)	主任司書	(須田 英男)
(博物館)	係長	(黒坂 勝克)
図書・博物館	係長	須田 英男
図書・博物館	係長	佐藤 成雄

図書館、博物館は平成 21 年 3 月 31 日に廃止

図書・博物館は平成 21 年 4 月 1 日に新設

(4) 保健・医療・福祉 分科会

国保年金課	課長補佐	山田 聡
社会福祉課	課長補佐	中野 修二
高齢者生きがい推 進課	課長補佐	(岩永 正秋)
	課長補佐	今野 忠光
介護支援課	課長補佐	(清水 芳明)
	課長補佐	佐々木 正明
障害者支援課	課長補佐	(村越 友直)
	課長補佐	◎山口 隆
健康増進課	主任保健 師	加藤 奈緒美
子ども家庭課	室長	(宮島 芳行)
	室長	○矢野 和彦
保育課	係長	伊藤 静章
建築住宅課	室長	(齊藤 實)
	室長	高梨 寛
道路建設課	係長	高橋 秀壽

(5) 産業分科会

マーケティング課	課長補佐	松本 孝子
商工課	課長補佐	○斉藤 恒夫
農政課	課長補佐	◎小磯 四郎

(6) 行財政分科会

秘書広報課	課長補佐	亀山 隆弘
秘書広報課	係長	今井 隆明
企画政策課	室長	松井 かづ子
行政改革推進課	課長補佐	○増田 恒夫
行政改革推進課	係長	染谷 忠美
工事検査室	主査	前田 健三
財政課	課長補佐	◎倉井 操
財政課	係長	秋元 悟
総務課	課長補佐	(矢野 和彦)
	課長補佐	鹿間 慎一
人事課	課長補佐	鈴木 忠
管財課	課長補佐	山崎 哲男
税制課	課長補佐	坂巻 隆夫
市民税課	課長補佐	秋谷 雅彦
資産税課	課長補佐	根本 富夫
市民課	課長補佐	斉藤 勇
コミュニティ課	課長補佐	(金子 孝行)
	課長補佐	兼子 潤一
会計課	課長補佐	嘉瀬 哲夫
議会事務局	次長補佐	仲田 道弘
選挙管理委員会事務局	係長	西村 英俊
監査委員事務局	次長補佐	松尾 研彦

■部会・分科会正副会長

策定部会 () は前任者

部会名	部会長	副部会長
都市基盤部会	道路建設課長 嶋田 隆一 (同課長 海老原 義昌)	まちづくり推進 課長 林 雅己 (同課長 伊藤 昌男)
市民生活・環境部会	コミュニティ課長 倉田 繁夫 (同課長 海老原 廣雄)	消防総務課長 高市 豊勝
教育・文化部会	教育総務課長 高橋 茂男	生涯学習課長 友金 肇
保健・医療・福祉部会	障害者支援課長 小笠原 正人	保育課長 宮島 芳行 (同課長 櫻井 範子)
産業部会	商工課長 岡田 一美	農業委員会事務局次長 岡田 敏夫
行財政部会	財政課長 菅原 治	総務課長 小林 博

策定分科会

分科会名	会長	副会長
都市基盤分科会	まちづくり推進課 課長補佐 武井 厚 (同室長 林雅己)	河川課課長補佐 川崎 一也
市民生活・環境分科会	リサイクル推進課 課長補佐 吉岡 進 (同課長補佐 南雲 嘉弘)	消防総務課課長補佐 北野 浩一郎 (同課長補佐 秋谷 哲夫)
教育・文化分科会	教育総務課課長補佐 佐藤 宣治 (同課長補佐 近藤 広)	生涯学習課課長補佐 戸部 孝彰
保健・医療・福祉分科会	障害者支援課課長補佐 山口 隆 (同課長補佐 村越 友直)	子ども家庭課課長補佐 矢野 和彦 (同課長補佐 宮島 芳行)
産業分科会	農政課課長補佐 小磯 四郎	商工課課長補佐 斉藤 恒夫
行財政分科会	財政課課長補佐 倉井 操	行政改革推進課課長補佐 増田 恒夫

■企画財政部会

◎部会長 () は前任者

秘書広報課長	加茂 満
秘書広報課課長補佐	亀山 隆弘
企画政策課長	(加藤 正夫) ◎水代 富雄
企画政策課課長補佐	(水代 富雄) 安井 彰
行政改革推進課長	遠藤 幹夫
行政改革推進課課長補佐	増田 恒夫
財政課長	菅原 治
財政課課長補佐	倉井 操

■部会・分科会事務局担当者

() は前任者

総括	部長	染谷 郁
	次長	(加藤 正夫)
	課長	水代 富雄
	課長補佐	安井 彰
都市基盤	主査	(大津 真規)
	主査	大塚 昌浩
市民生活・環境	主査	(渋谷 俊之)
	主査	大津 真規
教育・文化	課長補佐	(水代 富雄)
	主任主事	大塚 健
保健・医療・福祉	主任主事	富樫 聡
産業	主査	(安井 彰)
	主査	渋谷 俊之
行財政	主事	(青野 元)
	事務員	近藤 英之

*なお、名簿は、平成21年12月
議会議決時点のものです。

基本構想

1 章 総論

1 基本構想の性格

基本構想は、地方自治法第2条第5項の規定により、総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、議会の議決を経て策定される重要な計画で、その計画期間は20年とします。

この基本構想は、本市の市政運営の総合的な指針となるものです。

また、市民をはじめ各種団体等に対して、市政の運営方針を明らかにすることにより、広く市民の諸活動の指針ともなるものであり、まちづくりへの積極的な参加と行動を期待するものです。

さらに、まちづくりの方向を示すことにより、国・県に対して積極的な支援協力を期待するものです。

2 基本構想の背景

本市は、これまで『流山市長期構想』（昭和59年9月策定）と、これを補完する『流山“ふるさと21”計画』（昭和62年3月策定）により、計画行政を進めてきました。

この間、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しました。常磐新線の路線決定及びこれに伴う沿線整備、常磐自動車道流山インターチェンジの開設、少子・高齢化、国際化、高度情報化などにより人々の意識・意向も変化しております。このため、市民と行政が一体となったまちづくりの展開が必要となっています。

そこで、これまでの計画を継承しつつ、これまでの歩みをさらに確かなものとし、今後の本市の進むべき基本的な方向性について明らかにするため、ここに新たな基本構想を策定します。

3 基本構想の内容

本構想の内容としては、21世紀に向けての展望と課題を踏まえ、市政運営の「基本理念」と「将来都市像」を明らかにし、これを実現するための「施策の大綱」を定めました。

基本理念としては、「価値あるまちづくり」を掲げ「人間の価値」「自然の価値」「文化の価値」を高めながら開かれた市政のもとに、市民と行政がともに手を取りあって、真の豊かさを実感できるまちを創造します。

「将来都市像」としては、『豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民が真の豊かさを実感できるまち「みんなであつこう価値ある流山」』と定めます。

4 基本構想の主要政策課題

21世紀初頭の本市の最重要課題は、常磐新線建設とそれに伴う沿線整備の推進です。市内4地区、約640ヘクタールの区画整理事業により、三つの新駅を含む新市街地が計画され、既成の市街地を有機的に結びつけます。

その実現のためには、財政・環境などの点で、大きな課題がありますが、地権者の合意形成をはじめとし関係者が力を合わせた参加型まちづくりの方策を追求し、21世紀の流山市が誇りうる市街地を形成したいと考えています。

また、ごみ焼却場等の用地を含む新川耕地については、

環境に配慮しつつ開発（農業的土地利用を含む。）と保全のバランスのとれた土地利用に努める必要があります。

さらに、介護保険制度の導入など、少子・高齢化に対応した福祉の充実、ライフステージに応じた生涯学習の充実、活気に満ちた流山をつくるための産業の振興など、行政の課題は多岐にわたります。そのため、各種の施策が包括的に計画に盛り込まれています。

5 基本構想の実現

基本構想は、公・民パートナーシップにより、その実現に努めることが必要です。

「市民参加による計画づくり」という今回の成果を、単に一時的な市民参加で終わらせることなく、「市民参加による計画の実現」の過程も含み、今後長期にわたる「継続的な市民参加」にするために、いろいろな創意工夫も必要です。

この構想を実現するためには、多くの財政負担を伴うことから、厳しい財政状況下、市民の理解を得ながら、一層の行財政改革を推進するとともに、国・県をはじめ関係機関に財政的な支援を求めていくことも必要となります。

6 基本構想の改訂

技術革新が激しく、人々の考え方が大きく変化する現在、計画は将来の不確定要素に的確に対応する必要があります。

将来、基本構想の前提となる社会・経済情勢等が大きく変化し、その内容との間にかい離が生じたときは、これを見直します。

2 章 まちづくりの経過と21世紀への展望

1 前基本構想からの経過とその評価

前基本構想の計画期間内では、経済の成長期（バブル経済）と低迷期を経験し、また、人・物などの東京への一極集中は、周辺都市をも含めた活性化にもつながる反面、様々な課題も投げ掛け、市民の暮らしや生活環境・医療・保健・福祉・防災・教育などに対する多種多様な要望として現れてきました。

本市においてもその影響は同様であり、このため道路網や、公共下水道、公園の整備など社会資本の充実に努めるとともに、北部地域図書館やケアセンターの建設など、いわば市民生活に密着した事業を優先的に推進してきました。

しかし、この間、社会経済情勢の変化により、策定時の背景等が大きく変貌したため、緊急性を要し新たに追加された施策、事業内容を変更した施策、先送りせざるを得なかった事業などもありましたが、長期構想で掲げた施策は概ね達成できたと評価しています。

2 21世紀への展望

これからの本市のまちづくりを考えるには、21世紀へ向けた時代潮流を的確に捉え、それに対応する施策が求められています。

（1）少子・高齢化

日本の総人口は21世紀初頭には人口減少局面に入り、同時に高齢化が進行し、地域の担い手の減少による地域社会の変容、経済成長の低下、都市的土地利用への転換が落ち着きをみせるなどの現象が起ってくると予想されます。

一方で、長期的な視点での都市づくりの可能性が高まり、また高齢者の社会参加による自由度の高い生活の享受など積極的な側面も期待されます。

(2) 地方分権への対応

今日、地方自治体は、集権型行政システムから脱却し、住民の選択を最大限に生かせるよう、地域の文化や経済力のもとで、その個性や主体性を発揮しつつ、自らの責任によって行政を推進していく、いわゆる、「地方分権」が時代の大きな流れになっています。

この地方分権を推進することにより、市民参加による地域の特性を活かした、市民の身近な、かつ、個性豊かなまちづくりを展開することができます。このため、国から地方への権限委譲とともに、財源確保を図るなど、地方行財政の充実強化が求められています。

(3) 地球環境時代と持続可能なまちづくり

急速な経済発展により国民生活は大きく向上した反面、大気汚染、水質汚濁、森林、農地等の減少、地球温暖化、酸性雨、フロン類等によるオゾン層の破壊といった自然環境問題が地球的規模で起きています。

このため、人々の自然環境への関心は高まっており、優れた景観や自然生態系への配慮を求めています。

また、私達の作り出した大量生産、大量消費、大量廃棄といった仕組みから脱却し、廃棄物の再利用を促進する資源循環型社会の構築が求められています。

一方、都市の中に自然を保全し、創出し、生態系に準じたシステムを構築することにより、自立的・安定的な生態循環を取戻し、良好な都市環境を形成することが重要であり、開発と保全を調和させ、生活をしながら子々孫々まで連綿とつながっていく、持続可能なまちづくりが求められています。

(4) 多様性に富んだ生活と社会

ふれあいなどの心の豊かさを重視する価値観、消費者や事業者による選択の幅を広げる方向での規制緩和、ボランティアやNPO(ボランティアを含む組織構成員が利潤追求を目的とすることなく、社会に対するサービスを提供する組織)を支援するための制度の検討、個性や得意分野を尊重する教育、性別にこだわらない多様な生活様式へのニーズなど、個性の尊重と多様性の重視という観点に立った、社会システムの構築が必要となります。

(5) 情報化社会への対応

情報処理・通信技術の発達により、インターネットやケーブルテレビ、さらにはデジタル衛星放送などに代表される新しいメディアが出現し、国家や民族の枠を越えた世界的な規模で、市民生活や社会経済活動における新たな需要と変革をもたらしています。

情報は、その役割と価値が飛躍的に高まり、社会の活力を高める有力な資産であり、活動の機会を広げるために不可欠なものとなっています。

このため、行政情報の電子化や、総合的利用などに積極的に取り組むとともに、情報化の進展に伴い、発生が予測

される個人のプライバシーの侵害やコンピュータ犯罪など新たな問題への対応も必要となります。

3 基本構想の視点

総合的かつ計画的な行財政運営を推進するにあたり、次の事項を基本構想の視点として捉えます。

(1) 必要な開発と適正な保全

活力のあるまちづくりのためには、開発も必要になります。

また、一方では住みよい環境のためには、保全、創設も当然必要となります。

そこで、新しいまちづくりに当たっては、開発と保全のバランスのとれたものとする必要があります。

(2) まちづくりのプロセス共有

市政運営の意思決定の過程の中で、いかにその事柄を決定していくか、市民の意向はどんな形で反映してきたか、行政への市民のかかわり方などについて、さらなる研究が必要となります。

また、公・民パートナーシップによるまちづくりを推進するためには、市民に対して行政の持つ情報を公開し、その事柄を説明する義務(説明責任)が生じてきますので、その検討も必要となります。

(3) 民間活力の活用

市民は多くの経験と技術を持っています。社会の中で活躍している方が大勢います。その市民の力をはじめ、NPO(別掲のとおり)、NGO(貧困、飢餓、難民、環境などの地球的規模の問題に、非政府、非営利の立場から取り組む市民レベルの国際協力組織)、PFI(社会資本の整備や質の高い公共サービスの提供に際して、可能な限り民間の資金や経営ノウハウを使うというもの)などの組織や制度を行政運営のあらゆるところに活かすと同時に、各種の審議会や委員会などへの積極的な参加を求め、行政はスリム化を図る必要があります。

(4) コスト感覚の醸成と投資の効果的配分

財政的に厳しい中でいかに支出を抑制し、効率的かつ効果的な財政運営をしていくかが問われています。常に経費や単価に気を配り、最少の経費で最大の行政効果を上げるよう、費用対効果を検討していく必要があります。

公共施設の整備には、初期投資が大きく財政圧迫の要因となることから、これを改善するためにPFI(別掲のとおり)の活用についても積極的に取り組む必要があります。

(5) 状況の変化への的確な対応

我が国の経済状況はもとより、市財政が極めて厳しい状況にある中で、市民の生活を守り、明日への展望を開くための事業を着実に進めるためには、あらゆる状況の変化に的確な対応をする必要があります。

3章 基本理念と将来都市像

1 まちづくりの基本理念

価値あるまちづくり

「人間の価値」… 住んでいる人を知り、

「自然の価値」… 住む人の環境に配慮し、人と自然の共存を図り、

「文化の価値」… 郷土の歴史を知り、文化の創造を目指す、

開かれた市政のもとに、市民と行政がともに手を取りあって真の豊かさの実感できるまちを創造していきます。

2 将来都市像

本市の将来都市像を、『豊かな自然や歴史・文化を活かし、市民が真の豊かさを実感できるまち「みんなでつくる価値ある流山」』と定めます。

なお、地域区分及び都市構造図は次のとおりです。（略）

各地域には、地域活動拠点となる地域核を形成します。それぞれの地域は特性に応じた土地利用や景観形成・環境保全を図りながら、相互の機能分担と人と人との有機的な連携を図り、地域間ネットワークを強化し、市域全体としてバランスのとれた都市空間を形成します。

本市の都市構造の再編ともいうべき役割を担う常磐新線の建設促進と沿線整備を推進し、市の新たな中心核を育成して商業業務・文化機能を充実します。

さらに、新川耕地の恵まれた自然環境を適正に保全しつつ、当該地域にある常磐自動車道流山インターチェンジの持つポテンシャルを生かした整備・開発・保全のバランスのとれた土地利用を推進します。

3 社会・生活像

市民が安心して暮らすための生活基盤やノーマライゼーション（障害者が障害のない市民と同様に生活し、活動することができること）に配慮した社会生活環境の確保が望まれ、自己責任に基づく自立的な生活を送ることができる社会づくりが求められています。

また、男女がお互いに認め合い、全ての市民が生涯にわたって学び合う社会づくりも必要です。

さらに、市内各地域で緑化への取り組みや地域の清掃など市民自らの意思決定がある程度可能であり、そこに団体・企業なども参加できる仕組みづくりが大切です。しかもこのような仕組みづくりは、各地域間がお互いに連携し、拡充していかなければなりません。

このようなことから、健全なコミュニティの育成、生涯学習のニーズの高まり、男女共同参画社会づくりなど、次の点に留意しながら施策を展開します。

（１）健全なコミュニティの育成

流山をふるさととして慈しみ、自らのまちは自らの手で良くしていくという、参加意識の醸成が必要です。この観点から市民参加を基調とした全市コミュニティ施策の推進に努めてきました。今後は、地域社会における市民主体の連帯に支えられたコミュニティの健全な育成に努めます。

また、地域には、自治会、文化団体、スポーツ団体等の各種団体が活動しており、とかくそれぞれの組織内だけに限定されがちな活動を福祉や防災、環境問題等、地域というスケールの中でどのように反映させるかが課題です。

さらに、常磐新線沿線整備により新たなまちづくりによって、地域区分や住区が大きく変わることが予想されるためコミュニティ地区の再構築を行ないます。

（２）生涯学習のニーズの高まり

私たちを取り巻く社会環境は、科学技術の進歩、産業構造や就業構造の変化、情報化や国際化など大きく変化しています。それに伴い、今まで学んできた知識や技術だけでは急激な社会変化に追いつけず、新しい知識や技術の習得

が強く求められています。

また、余暇時間の増加や所得水準の向上、少子・高齢化の進行や市民の知識の豊かさ、男女共同参画社会やリサイクル社会の到来により、生涯にわたって学習するというニーズが高まっています。

（３）男女共同参画社会づくり

1975年の国際婦人年を契機とした、女性の人権の確立に向けた国際的な取り組みを受けて、わが国においても女性に社会的地位の向上と真の男女平等の達成を目指し、法律、制度面の整備を始めとした取り組みが進みつつあります。

男女平等は、憲法に保障されているものの、人々の意識や行動、社会の慣習、慣行のなかに、女性に対する差別や偏見、男女の役割に対する固定的な考え方が存在しており、女性の社会参画を阻み、男性の多様な生き方の選択を困難にしています。

将来にわたって、豊かで安心できる社会を築くうえで女性と男性が主体的に家庭、地域、職場などあらゆる分野に対等に参加できる男女参画社会の実現が求められています。

（４）バリアフリーのまちづくり

誰もが高齢を迎え、また、障害を有することになるかもしれないとの考えのもとに、高齢者や障害者、妊産婦など、すべての市民が安心して生活するうえで妨げとなっているバリア（障壁・邪魔）をフリー（なくす）にするまちづくりが求められています。

また、心の垣根や生活の垣根をなくし、すべての市民がお互いを理解し合い、共に支え合いながら豊かに生きていくために、ノーマライゼーション（別掲のとおり）の理念の定着を図る必要があります。

（５）市民参加

余暇時間の増加に伴い、自己実現の場としてボランティア活動への関心が高まるなど、さまざまな分野で市民の社会参加に対するニーズが高まっています。

まちづくりにおいても、市民の役割が重要になってきており、計画づくりの段階から施設管理まで市民主体によるまちづくりが全国各地で進められています。

このような市民参加のまちづくりにおいては、福祉や環境分野など様々な分野の市民団体やNPO（別掲のとおり）との連携も重要です。

本市においても、市民・企業・行政の役割分担と連携によるまちづくりを推進していく必要があります。

（６）国際化の進展

情報化と経済のグローバル化の進展により、国や企業交流にとどまらず、市民各階層の交流も活発化しており、その協力関係が深まると考えられます。

一方では、環境、食糧など地球規模での問題も深刻化しており、国際的な協調・協力体制の確立が求められています。

こうした人的交流や物的交流、更には文化の交流などの国際化に対応したまちづくりが求められています。

4章 まちづくりのフレームと横断的課題

1 人口

本構想の目標年次、平成32年（西暦2020年）の将来人口を20万人と想定し、本市の将来都市像の実現に向けて、計画的なまちづくりを推進します。

2 土地利用

市域の土地は、現在および将来における市民のための限られた貴重な資源であり、市民生活や生産等の諸活動をする上で共通の基盤です。

また、土地利用にあたっては公共の福祉を優先させ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保に努めます。

（１）土地利用の基本的な方向

本市の土地利用の基本的な方向は、都市的利用と自然的利用の量的なバランスを図りつつ、低未利用地の有効利用を進め、秩序ある土地利用の形成に努めていくことです。

都市的な利用を図るべき地域においては、住宅地、工業地、商業・業務地の適正な配置に努め、良好な市街地環境の維持形成を図ります。

一方、自然的な利用を図るべき地域においては、生産機能のみならず、環境維持など公益的機能に着目し、農用地や森林等の適正な保全に努めます。

また、土地利用の転換に際しては、その不可逆性などを十分に認識しつつ、計画的かつ慎重に行います。

そして、市域全体にわたってゆとりある環境や個性ある景観が保持され、自然と共生する土地利用の実現が図られるように努めます。

ア 住宅地

常磐新線沿線整備地域にあつては、高品質な住宅地の形成に努め、ライフスタイルの多様化、高齢化等に配慮した住宅地の計画的な配置により、魅力ある市街地形成に努めます。一方、既存の住宅地にあつては、農業など他の土地利用との調和を図りながら、都市的土地利用の高度化と、都市内低未利用地の有効利用を進め、オープンスペースの確保を図り、ゆとりある環境、個性ある景観の形成に努めます。

イ 工業用地

産業の高付加価値化と産業構造の変化に的確に対応するとともに、就業の場の拡大と安全性の確保を目指しつつ、自然環境の保全に配慮し住工混在の解消に努めます。このため適正な誘導による土地利用の転換を図りながら用地の確保に努めます。

ウ 商業・業務用地

商業・業務機能の向上・充実を図り販売力や就業の場の拡大強化を推進しつつ、都市的サービス機能や生活文化を中心とした都市的機能が総合的に発揮できるように努めます。

特に常磐新線沿線整備地域の市新街地地区にあつては、都市機能の集積を進め、名実ともに本市の中心核として、役割を果たすための土地利用を図ります。

エ 農用地

農業生産基盤としての役割と、保水機能や緑地機能など公益的機能の発揮や遊休農地等の適切な利用促進、農地の集団化や高収益化を図り、農業生産活動と地域住民との調和を図り、自然環境への負荷の軽減に配慮した土地の高度利用と保全に努めます。

オ 森林・緑地

市街地周辺の平地林の整備による緑地は、防災機能の発揮と市民の潤いの場の創造につながり、住む人々に安心と安らぎを与える重要な資源です。また、貴重な生態系等の

保護のため、適切に配慮しながら森林等の整備・保全に努めます。

3 施策展開にあたっての横断的テーマと課題

施策の展開にあたって、市民から見た時代潮流とその課題を次のとおり設定します。

（１）人と地域と社会の多様性が尊重され、協調性が確保された豊かなまちづくり

世代や性別、あるいは地域や社会の特性が尊重されるとともに、それぞれに共同作業やネットワーク化により協調性ある豊かなまちづくりの実現が課題です。

また、本市内の各種の組織と連携し、活力を導入できるまちづくりの実現が課題です。

● 横断的課題－１

個性豊かな地域とその地域間のネットワークを流山はどう築くのか

４つの地域は、人・物の交流基盤として道路・鉄道による交通ネットワークを強化していくことが課題です。

情報の交流とともに、地域間のコミュニティ・市民活動・福祉団体等の各種組織が交流・触発・協働等によって、さらに活動を活発化していくことが課題です。

農業、流通、工業、商業等についても、技術交流、あるいは情報の交流や市民との接点を持つことにより、新しい展開を作り出していくことが課題です。

● 横断的課題－２

男女共同参画社会の実現を流山はどう担保するのか
個人の人權を尊重し、男女平等の意識を広く根づかせ、家庭、地域、学校、職場などあらゆる分野に男女が対等に参加できることや、そのための環境整備が課題です。

審議会等への女性の登用や行政のなかでの取組みも重要な課題です。

● 横断的課題－３

外部の活力を活用し、それらとの相互関係を流山はどう築くのか

市政展開において、職員のみならず、市民、市民団体、市内企業、開発事業者の活力と能力を活かしていくことが課題です。

隣接市町、県、国との協力関係を強化し、外部学識経験者や専門家との連携強化が課題です。

（２）安全と安心に立脚した、快適な都市づくり

あらゆる分野において安全性が優先され、それによって安心した生活を享受することができます。その上にたつて、快適な生活を送ることのできる都市の実現が課題です。

● 横断的課題－４

危険を未然に防ぐ安全な流山をどう築くのか

自然型災害・都市型災害を抑止し、防犯強化のために、市民や各種団体の協力を得ながら情報の収集と的確な対応が課題です。

本市のみでは十分な対応が図れないものについては、広域的な連携により対応を図っていくことも課題です。

● 横断的課題－５

安心して住み続けられる流山をどう築くのか

地域内での相互扶助や協力体制によって日常の安心の度合いを高めるとともに、緊急時での連絡や対応時での各種連携が速やかに行われる地域づくりが課題です。

高齢者や障害者等に対して、施設のバリアフリー化により、利用時、移動時での安心・安全の確保が重要な課題です。

大気、水質、土壌汚染等をチェックし、情報公開していくことも市民の健康維持の点で課題です。

● 横断的課題—6

生活のゆとりを実感し、快適に過ごせる流山をどう創出するのか

自然と生活の調和を重視し、効率性のみの観点ではなく、人と自然に優しい物的整備を図っていくことが課題です。

市民ニーズを的確に把握し、サービスの多様化・高度化を図り、情報の提供機会を拡大していくことにより、豊かな市民生活を実現していくことが課題です。

(3) 自然生態系を保全しつつ、社会・経済的にも持続的な成長を図るまちづくり

本市には豊かな自然生態系が残り、掛替のない財産となっています。経済成長による都市の活性化とこの環境の保全を図ります。将来にわたって質の高い成長が確保されるまちづくりが課題です。

● 横断的課題—7

地形・水質・土壌・大気・生態系を、流山はどう活かすのか

自然環境の保全と開発とのバランスを念頭に、環境負荷の少ない施設整備や再生不可能な湧き水のある環境等の保全を図り、次代に継承していくことが課題です。

環境に関する基礎学習や体験学習の場をつくり出していくことが課題です。

● 横断的課題—8

環境の維持と開発のバランスを、流山はどうとるのか

本市独自の開発指導や規制措置等、開発に伴う自然環境の質の悪化を緩和する具体的な措置・仕組みをどう築くかが課題です。

● 横断的課題—9

持続的成長をし続ける流山をどう築くのか

産業基盤の充実に努め、商工業者の育成・雇用の場の確保など、経済活力の維持と強化を図ることが課題です。

次代を担う人材育成を強化するとともに、行政にあっては、事業評価制度の確立など効率的・効果的な施策展開を図っていくことが課題です。

(4) 自己責任と自主的展開を兼ね備えた、自立性あるまちづくり

規制緩和と地方分権の潮流は、都市づくりの独自性を確保するとともに自主性や自己責任を合わせて必要としています。これらを積極的に受け止め、個性豊かで自立性ある都市づくりが課題です。

● 横断的課題—10

常磐新線及び東葛地域における流山の役割をどう考えるのか

首都圏30キロメートルの地の利と緑の豊さを生かし、新市街地地区や運動公園周辺地区での特色ある機能集積により、東京のベッタウン的性格に新たな性格、要素を加えていくことが課題です。

沿線諸都市及び東葛地域との分担を考慮した機能強化を図るとともに、一方で医療などの広域対応の仕組みを検討し、また他都市職員との交流・情報交換も積極的に進めることが課題です。

● 横断的課題—11

地方分権の流れを受け、流山は行政基盤をどう強化するのか

規制緩和・透明性を視野に入れた条例・規則等の整備と補助金等を含めた財源確保が課題です。

地方分権後の行政実務に対応できるような行政機構の改革、政策形成や政策法務に関する職員の能力開発が課題です。

情報公開を推進し、公民パートナーシップによる行政展開の基礎づくりが課題です。

● 横断的課題—12

市民の能力と協力を生かし、地域の自立性を流山はどう高めるか

地域自治会等のコミュニティ団体との連携を強化し、コミュニティ施策を推進するなかで、市民と行政が共有できる個別のビジョンづくりを進め、具体的な行政施策展開への参加を確保することが課題です。

地域活動を公表し、地域住民が自ら選択した自主的な取り組みへの行政支援を図り、地域の自立性を高めることが課題です。また、人材発掘・育成も課題です。

(5) プロセスと意思決定に際して、透明性の確保された行政運営づくり

情報公開と積極的な市民参加は、21世紀の行政運営の基本です。そのプロセス・情報の公開と意思決定時の透明性を確保し、市民・企業・行政による公・民パートナーシップ型のまちづくりが課題です。

● 横断的課題—13

市民の公平公正のため、流山は行政手続きをどう明らかにするのか

各種データの開示や計画段階から情報の開示などを進め、情報公開制度の拡充を図っていくことが課題です。市民の意見が計画に反映される場がオープンに確保されること、及び手続きの簡素化が課題です。

● 横断的課題—14

効果的な市民参加のためのノウハウを、流山はどう蓄積するのか

直接の利害関係者の意向を尊重することはもとより、各種市民団体・企業との連携強化、まちづくりのための組織構築など、市民参加方式のルールを確立することが課題です。その際、情報公開・交流や学習の場の提供や、専門家による助言・指導が受けられるような仕組みを作っておくことが重要です。

市民参加と行政との協議により決定された事項は、確実に具体化するとともに、その結果を市民に公表していく仕組みを作っておくことが課題です。

● 横断的課題—15

情報網を作りあげ活用しながら、流山は情報をどう公開していくのか

人権やプライバシーに配慮しつつ、民間マスメディアとの協力や市広報紙の活用など、複数の情報入手経路を確保し、市民の情報のアクセス性を高めることが課題です。

公的施設等では、情報端末の設置など公的情報のアクセス性を高め、また相互に情報交流のできる仕組みを構築することが課題です。

5章 施策の大綱

将来都市像の実現に向けて、次の5つの施策大綱を設定します。

1節 整備・開発と自然環境のバランスがとれた流山

本市は、江戸川や利根運河などの水辺空間をはじめ緑豊かな自然環境の恵みを享受しながら着実に発展してきましたが、市街地が鉄道沿線の駅を中心として三極化し、核となる中心市街地が形成されていない都市構造となっているため、都市としての「利便性」、「賑い」、「活力」等に欠けるなど様々な都市問題を抱えています。

こうした状況のもと、常磐新線及び常磐自動車道流山インターチェンジを基軸として、そのポテンシャルを有効に活用しつつ、本市の地域特性である自然環境との調和を図りながら、良好な都市基盤の形成と「流山らしさ」をアピールできる個性ある魅力的なまちづくりを展開する必要があります。

このため、常磐新線の早期開業や沿線整備の円滑な推進により、本市の核となる中心市街地の形成と既成市街地との有機的な結合を図り、災害に強い「安全」、「健康」、「快適」な都市環境の創出を目指します。

また、新川耕地は一回として土地利用のできる地域であり、常磐自動車道流山インターチェンジ周辺地区は、インターチェンジのもつポテンシャルを活かした土地利用を図ります。その他の地区については、農業としての土地利用と農業以外（市民農園等の農業的土地利用を含む。）の土地利用を図ります。

一方、地域に受け継がれてきた歴史・環境を保全・活用し潤いのある都市景観の形成に努めるとともに、市民が共同して主体的にまちづくりに参画できる仕組みや支援策を構築し、豊かさを実感できる「整備・開発と自然環境のバランスがとれた流山」の実現を目指して、諸施策を積極的に推進します。

1 生態系に配慮した公園・緑地・水辺等空間の整備・管理

市民が憩いと潤いのある快適な日常生活を営むため、生態系に配慮した公園・緑地の充実、街中の緑化推進を今後の重点事業として位置づけ、水辺・緑・歴史等流山の魅力を活かした近自然型の都市公園や市民の森などを整備します。

また、草花や生垣など身近な緑化を行うとともに、市民とのパートナーシップにより「緑をまもり、つくり、育てる」仕組みづくりを推進し、自然の『緑の風』が息づくような、水と緑のネットワークづくりに努めます。

2 地域特性に合った良好な市街地整備

個性豊かな魅力ある市街地を形成するため、既成市街地の良好な住環境の維持増進に努めるとともに、地域の持つ特性や周辺環境を生かした良好な市街地の整備改善を図ります。

また、常磐新線沿線整備地域は、鉄道整備と一体の土地区画整理事業により、各施行地区の特性を生かし、新たに本市及び東葛北部地域の核となる中心市街地の形成を図り、自然環境に配慮した良好な住環境の整備を進め、周辺の既成市街地と有機的な結合を図ります。

一方、常磐自動車道流山インターチェンジ周辺地域は、新川耕地の地域特性に配慮し、ポテンシャルを有効に活用した土地利用を図ります。

3 個性ある公共空間・歴史環境の形成と保全

魅力あるまちには個性があり、そこに住む人々は、愛着や誇り、ふるさとも感じています。まちの「景観」や「歴史環境」は、「まちの個性」を醸し出す主な要素となっています。

そこで、市民が生活空間に潤いや愛着と誇りを感じるまちを形成していくために、良好な都市景観の形成と地域の歴史、自然、文化等の資産の保全や活用を市民の理解と協力を得ながら推進し、「流山らしさ」の醸成に努めます。

4 快適な生活環境を目指した下水道整備の推進

市民の快適な生活環境を確保するため、江戸川左岸及び手賀沼両流域関連公共下水道の整備を推進し、併せて公共用水域の水質保全に努めます。

このため、中長期的な整備計画に基づき污水处理及び雨水排水施設等の効率的な整備を推進します。

5 土地利用・生活環境に配慮した道路整備

円滑な都市活動の支援と生活環境の保全を図るため、都市計画道路や身近な生活道路を体系的に整備するとともに、市民が安全で快適に利用できるよう、ゆとりと潤いのある道路空間の整備を推進します。

6 安全性と快適性を兼ね備えた河川・排水路整備

市民の身近な自然空間である河川・排水路を整備改善し、災害の未然防止を図るとともに、安全性と快適性を兼ね備えた市民生活の向上を目指します。

7 水需要に応じた水道事業の展開

市民への安全な水の安定供給を確保するため、将来の水需要を踏まえた水源の確保や、湧水・地震などの災害に対応した水道施設を整備し、給水体制の充実を図ります。また、経営の合理化に努めるとともに、市民サービスの向上を目指します。

8 利便性と快適性を重視した公共交通機関の整備充実

市民の通勤、通学並びに日常生活における足として重要な交通機関の確保、利便性の向上を図るため、常磐新線の早期開業を促進するとともに、これを公共交通機関の骨格として、既存鉄道やバス路線の整備、充実を図りつつ、常磐新線沿線整備と合わせた公共交通機関の整備や再編成により、有機的な交通体系の推進に努めます。

また、事業者の理解を得て、利用者の快適性を重視し、高齢化社会に対応した公共交通機関のバリアフリー化などを促進します。

2節 生活の豊かさを実感できる流山

市民が生活の豊かさを実感し、健康で充実した市民生活を送るには安全の確保や生活基盤の整備に加え、地域に根ざした連帯意識の醸成と市民と行政が一体となった生活環境づくりが必要です。

また、市民生活を取り巻く社会環境が大きく変化する中で物質の豊かさや多様な生活関連施設の整った居住環境を望む一方で、省エネルギーやリサイクル活動等、環境にやさしい生活を求める市民が増加しています。

このため、市内に残された自然環境を守り、まちづくりに生かしながら、より自然の恵みを享受できる快適な生活環境の整備に努めるとともに、減量、資源化を重視した廃棄物処理や施設整備に努め、廃棄物ゼロ社会を目指します。

さらに、市民の生命や財産を守るため、本市の特性を踏まえた防災対策や消防体制の充実、交通安全、防犯、消費者対策の推進等、積極的な行政施策を展開します。

また、市民が互いに信頼しあい隣人愛や連帯意識をもって、より良い環境、より豊かな生活を求めて協力しあえるような地域社会を形成し、「生活の豊かさを実感できる流山」の実現を目指して、諸施策を積極的に推進します。

1 豊かで美しい生活環境の創造

市民が清潔でうまい生活を送れるように、市民参加による環境美化運動や一日清掃運動を更に推進するため、市民団体、環境ボランティア団体等の育成強化を図るとともに、環境美化に関する意識の啓発を積極的に行います。

また、市民生活に影響を及ぼす公害の未然防止を図るとともに、日常生活や通常の事業活動が起因となっている都市・生活型公害、地球環境問題に地域の課題として取り組み、対応していくため、環境への負荷の低減に努めます。

2 環境共生社会を目指す廃棄物循環型都市づくり

市民の文化的、健康的な生活を守るため、廃棄物の排出抑制を一層推進するほか、再資源化のための分別の徹底を進め、環境に負荷を与えている焼却量、埋立量の削減に努めます。合わせて最新技術を導入した廃棄物処理施設を整備し、環境に与える負荷の削減に努め、環境との共生を図ります。

また、資源の完全再資源化を目指すほか、廃棄物からの資源への転換を図り、焼却する場合は熱エネルギーの活用など、廃棄物循環型の都市づくりを目指します。

3 自然災害・都市災害への備えと予防

自然災害や複雑多様化する都市災害に起因する消防災害及び救急需要の増加に対応するため、消防施設、装備、人員等の消防力を充実強化するとともに、消防防災拠点施設の適正配置に努めます。

また、災害予防対策及び応急対策を確立するため、自主防災組織等への積極的な支援、防災教育等の展開による組織の充実強化、防災備蓄の促進、防災行政無線や気象情報システム等の防災総合情報システムの整備、各種ライフラインの確保に努めます。

さらに、災害時における飲料水等の確保及び安定供給については、防災井戸の設置、耐震性の高い水道施設の整備や緊急復旧の資機材の備蓄強化を図るとともに、広域的な水道復旧相互応援体制の一層の充実に努めます。

防災は、市民共通のテーマであり、災害における迅速かつ的確な予防対策、応急対策及び復旧対策が望まれることから、災害に強い安全なまちづくりの構築に向け、総合的な消防・防災体制を整備します。

4 日常生活での安全性と快適性の確保

社会生活に欠くことができない自動車も、一方で車社会がもたらす弊害も多く、市民生活の身近に起きる交通事故は、当事者にとっては大変悲惨な結果をもたらしています。

このため、交通事故の抑止と快適な交通環境の創出を目指し、更によりよい生活環境を確保するため関係機関と連携を強化し、歩行者や自転車に優しい安全な生活道路空間の確保に努めます。

また、環境に優しく手軽で便利な自転車は省エネルギーや健康増進・環境保護の観点から見直され、自転車を利用する市民は増加傾向にあります。

このため、需要台数に見合う新たな駐輪場の設置や既存駐輪場の整備充実に努めます。

一方、市民の生命財産の安全確保を脅かす犯罪は悪質化・広域化・スピード化の傾向を一層強め、市民生活の身近なところで発生しています。したがって、警察をはじめ自治会や各種防犯団体との連携をさらに密接に進めるほか、学校やPTAの「防犯協力の家」活動等の育成強化に努めます。

5 賢い消費者の育成

市民が消費者として安全で合理的な消費生活を送るため、商品や食品に対する知識や、消費者が契約する際の各種情報を提供して、主体的、合理的判断のできる消費者の育成に努めるとともに消費生活上のさまざまなトラブルに対応する相談業務の充実に努めます。

6 市民の主体的連帯活動に支えられたコミュニティの推進

本市では心の通い合う地域社会づくりを目指し、市民参加を基調とした全市コミュニティ施策の推進に努め、市民の連帯と協調と奉仕の精神に支えられたコミュニティ活動によって地域ごとに特色あるコミュニティが形成されてきました。

しかし、常磐新線の建設による新たなまちづくりに伴って地域区分や住区が大きく変わることが予想されます。

このため、コミュニティ地区の再構築が必要になり、今後も市民一人ひとりの自治意識と連帯感に支えられた自立型の地域社会づくりを目指し、市民意識の多様化等に対応した新たなコミュニティ施策を推進するとともに、その基盤となる施設の充実に努めます。

3節 学び、受け継がれ、進展する流山

科学技術の高度化・情報化の進展により、社会情勢は大きく変化し、都市化や国際化が進み、人々の教育・文化に対する価値観は多様化しています。

学校教育においては、いかに社会が変化しようとも、自ら課題を見つけ、よりよく問題を解決する資質や能力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康と体力など、「生きる力」を育むことが求められています。

また、余暇時間の増大や生活水準の向上、あるいは、少子・高齢化社会の到来により、人々は物質的な満足より精神的な充足を求めるようになっていきます。

このような観点から、人々が各々のライフステージに応じ、自己に適した方法・内容を見つけ生涯にわたる教育・文化活動を行うことにより、自然や文化に親しみ、趣味、

スポーツ、レクリエーションなどを楽しむことはもちろん、新しい知識や技術を習得し、生活の中に生かすことのできる教育環境を整備します。

また、ボランティア、福祉、環境保護、産業振興等、広い範囲での教育・文化活動を推進するための体制を整備し、「学校」「家庭」「地域」「行政」が連携して、積極的に取り組むことにより「学び、受け継がれ、進展する流山」の実現を目指して、諸施策を積極的に推進します。

1 いつでも、どこでも、誰でもができる生涯学習の推進

高度で多様化する市民の学習ニーズに応じ、かつ、ライフスタイルや生活課題に応じた学習機会を提供するとともに、市民が主体となった推進組織の整備に努めます。

また、市民の生涯学習活動を支援するための施設の整備充実、事業の連携や施設利用の相互活用を推進するためのネットワーク化、学習情報提供システムの構築、学習相談体制の整備、専門的な知識や技術を持つ指導者の発掘と活用及びボランティア活動の支援等、生涯学習の推進に努めます。

2 個性を生かす教育環境の基盤充実

社会の変化に主体的に対応できる心豊かでたくましい幼児・児童・生徒の育成のため、家庭や地域社会との連携のもとに、創意工夫により特色ある教育、特色ある学校づくりを推進し、生涯学習の基礎となる「生きる力」の育成に努めます。

また、心を豊かにする体験活動やふれあい活動を重視し、幼稚園・小中学校・高等学校との連携を図り、個性を生かす教育環境の基盤充実に努めます。

3 次代を担う青少年を育てる地域環境づくり

次代の担い手となる青少年が、少子・高齢化や、国際化・高度情報化等の社会変化に主体的に対応しながら、人格と識見の優れた社会人となるよう「生きる力」の基礎となる資質や能力を培う育成事業を推進するとともに、「学校」「家庭」「地域」「行政」が一体となり、青少年を育てるための地域環境づくりに努めます。

また、青少年を非行から守るための広報啓発活動、街頭指導活動、青少年ふれあい運動を推進するとともに、相談体制の充実に努めます。

4 ながれやま市民文化の継承と醸成

芸術文化に対する市民ニーズを的確に把握し、情報提供ができる体制を整備するとともに、参加型、創造型の活動を積極的に育成・支援し、地域における自主的な芸術文化活動の促進に努めます。

また、既存施設のリニューアルを推進し、活動の場の提供に努めます。

さらに、市民の共有財産である文化財や伝統文化の保存・継承に努め、特色ある市民文化の醸成を図ります。

5 スポーツ活動の基盤づくり

市民の健康なからだづくりと健全な精神を増進するために、それぞれの目的に応じたスポーツ・レクリエーション活動に自主的・積極的に取り組める生涯スポーツ事業の

推進に努めます。

また、体育施設の整備充実を図るとともに、指導者の育成と活用を図るための体制を整備し、生涯にわたり個々の能力に応じて、手軽に楽しく、しかも継続的にスポーツ活動ができる基盤づくりに努めます。

6 国際社会への対応

本格的な国際社会の進展に対応したまちづくりや人材の育成を積極的に推進するために、青少年の海外派遣や、市内外の外国人との交流などの施策を積極的に展開し、外国人が住みやすい環境づくりに努めます。

また、庁内体制を整備し、庁内各部門の国際理解を深めるための機会の充実を図るとともに、関係団体の活動を支援し、地域に根ざした国際交流を推進し、国際理解や国際貢献の認識を高めながら国際社会への対応に努めます。

4節 誰もが充実した生涯をおくることのできる流山

平均寿命の伸びと出生率の著しい低下による少子・高齢化社会の進展のなかで、地域で安心して生活できる社会の創造は、市民福祉の原点であり、全市民の願いです。

21世紀における急激な少子化・高齢化等の諸情勢に対応し、健全な社会保障制度の確立に向け、福祉的な措置制度からサービスの自主選択・契約方式への転換など社会福祉制度の基礎構造改革が進められています。

一方、核家族化等家族構成の変化や市民ニーズの多様化・高度化、女性の社会進出に伴い、育児や介護ニーズ等の社会福祉需要はますます高まる傾向にあり、福祉ニーズの社会化、普遍化が一段と進むものと思われます。

こうしたなか、今後の福祉施策は、自助・互助・公助の適切なバランスのとれた展開が基本と考えられており、地域に密着した福祉活動、施策の充実向上が求められています。

このため、今後の諸施策の推進にあたっては、自らが健康で明るい生活が送れるよう自立自助を基本に、障害や高齢等により要援護・要介護になっても地域で安心して暮らせるように、バリアフリーのまちづくりを推進し、公・民協働で多様なニーズに適切に対応した保健医療福祉のサービス供給体制の充実向上に努めます。

また、児童の健全育成や一人暮らし高齢者等の社会参加・生活支援の推進、さらにはボランティア、NPO、地区社会福祉協議会等の地域で支える福祉活動を推進するなど、「誰もが充実した生涯をおくることのできる流山」の実現を目指し、諸施策を積極的に推進します。

1 安心して子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

女性の社会進出や核家族化の進行などにより、安心して子どもを生み育てる環境整備が望まれているため、今後の保育児童数の推移を見通しながら、民間活力の導入や保育・児童施設の整備・充実を図るとともに、保育内容等の充実あるいは民間活力のさらなる活用に努めます。

また、各地域ごとの相談支援活動の充実に努め、児童育成計画に基づき計画的に諸施策を推進します。

2 高齢者や障害者がいきいき暮らせる社会づくり

高齢者や障害者が住み慣れた地域で自立し、いきいきと

暮らしを社会づくりが求められているため、充実した人生を送るための生きがい対策や健康づくりの諸施策を積極的に推進するとともに、高齢者・障害者の社会参加や、自立に向けての環境づくり、支援体制の整備に努めます。

また、介護が必要となった場合にも多様なニーズに対応できるよう保健・医療・福祉のサービス供給体制を整備します。

3 誰もが安心して暮らすことのできる生活支援づくり

母子・父子家庭等のひとり親世帯や生活困難者の社会的な自立促進に向け、各種扶助制度や援護措置あるいは法外援護の充実に努めます。

また、相談・指導体制の強化を図るとともに同じ悩みを抱えた人々の相互コミュニケーションの場づくりに努めるなど、社会的自立と安定した家庭生活を確保するために支援します。

4 健康で明るい暮らしづくり

市民の保健や健康に対する関心が高く、そのニーズも多様化、高度化しているため、保健・医療・福祉の施策の一体化を図り、より効率的で効果的なサービスの提供に努めます。

また、市民の疾病予防や健康づくりへの啓発、健康教育事業等の充実に努め、医療・介護等の保険運営の健全化に資するとともに医療体制を整備し、在宅ケアを推進します。

5 地域で支える福祉のまちづくり

高齢化、核家族化の進行により、地域福祉に対するニーズが高まり、市民がお互いに助け合う地域ぐるみの福祉の推進が求められていることから、地域に根ざした活動拠点の整備充実に努めます。

また、福祉団体やボランティア、NPO等の民間団体の育成などを積極的に推進し、地域の連帯感を根底においた地域で支える福祉のまちづくりを実現します。

6 バリアフリーのまちづくり

市民の誰もが住みやすく自立できるまちづくりの実現のため、公共施設や交通機関等のバリアフリー化の促進や住宅改造の支援をします。

また、誰もが主体的に社会参加できるよう情報提供体制を整備します。

さらに、防犯防災対策を充実させるとともに、障害者などに対する正しい理解を得るためにバリアフリー意識の啓発活動を推進します。

7 誰もが安心して利用できる社会サービス体制づくり

介護保険制度の導入等により、市民自らが保健・医療・福祉に対するサービスを選択する時代となることから、多様な市民ニーズに適切に対応するため、相談窓口体制を整備するとともに、各種サービスの情報提供に努めるため情報網のネットワーク化を図ります。

また、サービスの質の向上を推進するため、事業者の立地誘導や事業者連絡会議等の設置に努めます。

5節 賑わいと活気に満ちた流山

本市の商業については、小規模な宅地開発により形成さ

れ、商店街としての経営基盤が弱く、大型店の進出等による影響が生じており、商業地の活性化と各商業地間の情報ネットワーク化を検討することが必要です。

工業については、小規模事業所が点在し、生産と生活の相互に環境問題が生じ、住工混在の解消策が課題となっています。

農業については、都市化の進展に伴う農地の減少や農業従事者の高齢化及び後継者不足等のほか、農住混在化による生産環境の悪化等が顕在化しており、地域と共栄できる農業の推進が必要となっています。

一方、誰もが安心して働ける就業の場の確保と福利厚生等の充実や市民の余暇時間の増大等に伴い、自然環境を生かした観光施設の整備等が求められています。

このようなことから、常磐新線沿線整備事業によって、新たに創出される新市街地駅周辺への商業・業務機能の形成を図るとともに、既存商業地の活性化と質的向上に努め、各商業地間の情報ネットワークを構築します。

さらに、地場産業の生産性の向上と集団化等による生産環境の整備改善を図り、雇用の場の確保と、勤労者の福利厚生事業の推進に努めるとともに、高齢者や障害者雇用の機会の拡大とバリアフリー化に努めます。

一方、農業生産基盤の整備を促進し、望ましい経営体の育成支援に努め、高生産高収益の都市型農業を推進します。

また、気軽に自然や遺跡、地域の伝統行事などに親しめる観光、レクリエーション施設等の整備に努め、「賑わいと活気に満ちた流山」の実現を目指して、諸施策を積極的に展開します。

1 商業の拠点づくりと地域密着型サービスの強化

本市商業の活性化を図るため、常磐新線新市街地駅周辺にレクリエーション施設等を含む商業集積による中心商業核や業務核の形成を図り、購買力流出都市からの脱却を目指します。

また、既存商店街においては地域の特性を生かした商店街づくりと、市民が安心して楽しみながら買物ができる活気のある商店街の形成に努めるとともに、事業者の意識改革や個店の近代化を促進し、各商店街をつなぐ情報ネットワークの構築を確立します。

さらに、高齢者・障害者など誰もが安心して買物ができるよう、商店街のバリアフリー化を推進します。

2 工業の強化と新たな産業の創造

市街地に混在する工場の再配置及び生産環境を改善するため、市街地内の工場移転を促進し、新たな工業団地等の整備に努めます。

また、優良先端産業の誘致政策や東葛テクノプラザ及び周辺大学等を中心とした研究開発の場づくりに努め、技術指導、新たな事業創出の指導等を受けながら設備の近代化や生産技術の向上・情報化等を推進します。

3 誰もが安心して働ける環境・基盤づくり

健康でゆとりある生活の実現のため、快適な職場環境づくり、福利厚生施設整備の促進、勤労者の余暇活動施設の充実に努めます。

また、勤労者に対する労働時間の短縮、中小企業退職金共済制度への加入を促進します。

一方、高齢者・障害者の就業は厳しい状況にあるため、公的機関等との連携を密にしながら、雇用対策の充実を図り就業機会の確保を促進します。

4 多様な方面からの農業の振興

個性豊かな農業の実現を図るため、地域の特性に合わせた生産性の高い近代的農業施設の整備の促進に努め、高生産・高収益の都市型農業を確立します。

また、市場至近性を活かした、生産性の高い快適な労働環境の確保のため土地集約型農業やハイテクノロジー、バイオテクノロジー等を活用した技術集約型農業を推進します。

さらに、東葛地域の農業の拠点となる施設の誘致等に努めながら、望ましい経営体を育成し、地域との共栄を基本とした農業の振興を図ります。

5 特色ある観光の育成と創設

市民の観光やレジャーに対する関心が高まるなかで、豊かな自然環境を利用した観光施設づくりに努めるとともに、数多くある歴史的遺産を観光資源として活用した魅力ある観光ルートの整備を図ります。

また、既存の観光施設の維持・管理や啓発を強化するとともに、新たな観光の創出に努めます。

さらに、東葛地域の観光資源をネットワークする「水辺廻道」等、広域の観光ルートの整備を推進するとともに、観光物産としてのふるさと産品の普及や創出に努めます。

6章 公・民パートナーシップによる構想実現と効率的、効果的行財政運営

将来都市像の実現に向け、基本構想で定める施策を円滑に推進していくためには、価値あるまちづくりを念頭に置きつつ、市民ニーズを的確に把握し、かつ、地方分権社会の到来も踏まえ、時代の変化に迅速・的確に対応した主体性・透明性ある効率的・効果的な行財政運営の積極的な推進を図っていく必要があります。

また、個人の尊重と真の男女平等の実現を目指す、男女共同参画社会の構築及び生活行動圏の拡大や自治体の共通事務事業等に対応した広域的な相互協力を図っていくことも必要です。

施策の展開にあたっては、市民自らが自覚と責任をもって自主的にまちづくりに参加することのできる方策を検討しながら、市民の役割、行政の役割を認識し、これまで以上に市民と行政との信頼関係を構築し、推進していくことが肝要となります。

一方、今日は21世紀への橋渡しの時期にあって、行政を取り巻く社会経済情勢は非常に厳しい状況下にあり、長期的展望に立った事務事業の簡素化、効率化、適正化を強力に推進した行財政運営が求められています。

また、市民の求める行政需要もますます複雑化、多様化し、より一層的確かつ柔軟な行政サービスの向上が求められてきています。

これらの状況を踏まえ、「公・民パートナーシップによる構想実現と効率的、効果的行財政運営」の実現を目指して、諸施策を積極的に展開します。

1 市民参加の地域社会づくり

市民の日常生活に密着した行政運営を展開していくため、地域、団体等の活動活性化への支援、市民各層及び団体等のリーダーの育成、市民等の間及び行政との相互交流を図り、公・民パートナーシップを構築し、相互協調、信頼関係のもとに市民活力を活用した地域社会づくりを推進します。

具体的には、目的、範囲、構成員など、市民参加がさらに発展、定着し、さまざまな市民の声が反映できるように公・民が協働してルールづくりに努めます。

また、市民の意思を行政に反映させ、行政運営の透明化を図るためには、行政の保有する情報を市民と共有する必要があり、積極的な情報提供、情報収集など情報交流の充実に努めます。

2 健全で効率的な行財政運営

将来都市像を実現するための政策企画の充実を図りつつ、進行管理機能の充実した組織機構の構築に努めます。

また、市民の満足度を視野に入れた事務事業の精査や市有財産の有効な活用を図るとともに、事業、予算、効果が総合的に評価できる新たな行財政システムを検討し、社会の要請に適合した評価重視型の行財政運営と事務処理体制を確立します。

このため、既存の組織や事務事業の見直しによりこれまで以上に公務能率の向上に努めます。さらに、職員は改めて全体の奉仕者としての自覚を持ち、真摯な執務態度で行政サービスが提供できるよう専門的能力、政策形成能力、創造的能力の向上に努めます。

3 地方分権・広域行政への取組み

地方分権による具体的な権限委譲に伴い、自治体における自己決定権が拡大し、自治体の政策法務機能がこれまで以上に求められることから、職員の政策形成能力、法制執務能力の向上を図るとともに、市民に対する説明責任の明確化に努めるほか、民間活力の活用を視野に入れた施策を展開します。

また、多種多様化する市民の要望は、市域を越えた広域的な対応が求められるものもあり、今後とも近隣自治体と連携した共同事業の実施や行政課題の調査研究に努めます。

4 男女共同参画社会づくり

人々の意識や行動、社会の慣習、慣行の中には、女性に対する差別や偏見、男女の役割に対する固定的な考え方が存在し、女性や男性の多様な生き方の選択に影響を与えていることから、人権尊重の視点に立った男女平等意識の定着を図り、固定的な性別役割分業意識の解消に努めます。

また、男女がともに社会のあらゆる分野に対等に参加し、その意思決定に参画できるよう啓発等に努めるとともに、育児、介護支援等社会環境づくりを推進します。

年表

年月日			できごと
昭和	42年	1月 1日	市制施行（千葉県下20番目の市となる、人口42,649人）
	44年	4月 5日	市の人口5万人を突破
		7月16日	文化会館がオープン 市民の文化・芸術の拠点に
	48年	4月 1日	武蔵野線開通で南流山駅が開設
	51年	11月 7日	市民総合体育館がオープン 総合運動公園とともにスポーツ振興の拠点に
	52年	1月14日	市制施行10周年を記念し、福島県相馬市と姉妹都市を締結
	53年	6月 1日	図書館・博物館が開館
	54年	2月17日	市の人口10万人を突破
	60年	1月24日	流山市域の常磐自動車道が開通
		4月 5日	流山市商工会館がオープン
		7月11日	運輸政策審議会で常磐新線（現つくばエクスプレス）の市内通過を答申
	61年	3月10日	流山警察署が開署
	62年	1月17日	市制施行20周年迎え、平和都市宣言を行なう
		3月27日	市役所新庁舎が落成
平成	2年	12月 1日	流山勤労者総合福祉センター（現コミュニティプラザ）がオープン
	3年	5月 3日	流山トーテムポール国際大会が開かれる、総合運動公園に高さ21mのトーテムポールが設置
		5月31日	本市初の工業団地が完成
		6月 1日	市民ふれあいセンター・相馬ユートピアがオープン
	4年	3月26日	常磐自動車道流山インターチェンジ・流山有料道路が開通
	8年	4月10日	森の図書館（北部地域図書館）が東深井にオープン
		10月 1日	流山市ケアセンターがオープン
	9年	5月17日	市制施行30周年を記念し、長野県信濃町と姉妹都市を締結
	11年	4月 1日	流山運転免許センターが業務開始
		7月 1日	市の人口15万人を突破
	16年	4月 1日	流山市クリーンセンターがオープン
		11月20日	新選組サミット in 流山が開かれる（この年、NHK大河ドラマで「新選組！」が放映）
	17年	8月24日	つくばエクスプレスが開通 市内に南流山駅、流山セントラルパーク駅、流山おおたかの森駅が開設
		11月21日	市内3路線（現在は6路線）で市のタウンバス「ぐりーんバス」が運行開始
	18年	4月16日	生涯学習センターがオープン ※旧流山青年の家が県から移譲されたことに伴いリニューアルオープンしたもの
		4月25日	ほっとプラザ下花輪（下花輪福祉会館）がオープン ※クリーンセンターの地域融和施設として整備。焼却施設の余熱を利用した温浴施設あり
	19年	1月27日	市制施行40周年を迎え、記念式典にて健康都市宣言を行う
		3月12日	おおたかの森出張所が開設
		7月 1日	おおたかの森送迎保育ステーションオープン
	20年	7月 1日	健康都市プログラム策定
		7月 1日	南流山に市内2つ目の送迎保育ステーションをオープン
		12月 1日	ぐりーんバス利用者100万人を達成
	21年	4月 1日	「流山市自治基本条例」及び「流山市議会基本条例」が同時施行
		4月 1日	PFIによる教育と福祉の複合施設・小山小学校がオープン
		4月30日	市の人口16万人を突破
		4月	つくばエクスプレスの1日平均乗客数が27万人を突破

用語解説

あ行

用 語	解 説
I S O	〔アイ・エス・オー〕 国際的な非政府組織である国際標準化機構が制定する規格のこと。環境マネジメントに関する規格はI S O14001。
I C T	〔アイ・シー・ティー〕 情報通信技術のこと。 Information and Communication Technologyの略。
アウトソーシング	外部への業務委託を指すが、本市では、市民参加の一環として、個人の市民、N P O※〔エヌ・ピー・オー〕（法人・ボランティアを含む）、自治会、民間企業を含め外部の機能や資源を活用することを指す。
アグリサポート	労働力が必要な農家と農家の手伝いをしたいという市民がそれぞれ登録を行い、条件の合った人と契約をした上で、農作業を手伝う制度。
安心メール	市民に、災害や火災、防犯に関する情報を提供するもので、メール機能を使い、携帯電話・パソコン・PHS〔ピー・エイチ・エス〕に送信するもの。
Y E Sプログラム講座	〔イエス・プログラム講座〕 企業が若年者の就職に際して特に重視している「コミュニケーション能力」「職業人意識」「基礎学力」「ビジネスマナー」などの就職基礎能力の修得を支援する、厚生労働省が創設した事業のこと。Youth Employability Support-Program（若年者就職基礎能力支援事業）の略。
異業種連携	業種の違う人々が集まって、交流・連携することであり、相互の強みを活かした商品開発やネットワークづくりを行う。
依存財源	歳入のうち、国庫支出金や県支出金、市債※などのように国、県などの意思決定に基づいて収入される財源。
井戸更生	井戸に水を送り込んでスクリーンの目詰まりを取り除いたり、水中ポンプを修繕したりするなどして、井戸の機能を回復すること。
ウォーターピクス	ウォーターエアロピクスの略語で、水泳以外の水中での有酸素運動をいう。
駅前保育	駅周辺で行う保育のこと。乳児を持つ共働き世帯を支援するために駅型保育所等において保育サービスが提供される。
エコアクション21	広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果をとりまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定した「エコアクション21 ガイドライン」に基づく、事業者のための認証・登録制度。
エコ農業	家畜排せつ物等を有効利用して得られるたい肥等を活用した土づくりに加え、化学肥料・化学農薬の使用を節減した農法。
S P C	〔エス・ピー・シー〕 企業の保有する不動産などの資産を企業から譲り受け、その資産を担保に資金を調達するための会社。 Special Purpose Companyの略。
N P O	〔エヌ・ピー・オー〕 政府や営利企業と独立した存在として、各種の公益活動や市民活動を社会的使命（ミッション）の精神を尊重して行う非営利組織・団体。 Non-Profit Organizationの略。
温室効果ガス	大気中にある二酸化炭素（C O ₂ ）やメタンなどの、赤外線を吸収し地球温暖化の原因となる気体のこと。人の活動により増加しており、京都議定書では温室効果ガスのうち、二酸化炭素（C O ₂ ）、メタンなどの6種類についての削減が定められている。

か行

用 語	解 説
カーシェアリング	自動車を個人ではなく、複数の人で組織的に共同利用する仕組みのこと。
学童保育	家庭の事情等によって、家庭保育の困難な小学校1年生から3年生までの児童の保育を行い、児童の健全育成と事故の防止を図るために行う事業。その施設を「学童クラブ」という。
課税客体	課税の対象のこと。

用 語	解 説
家族経営協定	農業経営に参画する個人の地位及び役割を明確化し、その意欲と能力を十分に発揮できるようにするため、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて家族みんなの話し合いにより取り決めるもの。
学校サポートボランティア	保護者や地域の人材に、ボランティアとして児童・生徒の指導等を支援する活動をお手伝いいただき、学校教育活動の充実を図るもの。
環境家計簿	電気・ガス・水道・ガソリンの使用量やごみの排出量などを家計簿と同じように記録し、日常生活の環境への負荷を認識するための手法のこと。家計の節約にもつながる。
環境基準	環境基本法に基づき国が定めた政策目標。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準とされている。
環境基準達成率	あらかじめ定められたエリア内（日本国内、千葉 県内、江戸川流域とか）における測定地点（測定局等）で、環境基準※値をクリアした箇所（局）の割合のこと。
環境白書	環境基本計画をはじめとした環境施策の実施状況や目標の達成状況などを総合的にとりまとめた年次報告書のこと。
環境保全型農業	環境に与える負荷をできる限り低減していく農業のこと。
行政評価	行政全般の政策、施策及び事務事業について、どれだけの成果をもたらしたかの指標（アウトカム）等を用い、有効性または効率性を評価した結果を行財政運営に活用すること。
協働	市民・事業者・行政など異なる立場の者がそれぞれの特性と立場をお互いに理解・尊重し共有する地域社会の課題解決に向け連携協力することにより相乗効果の上がる行動をいう。
グリーンチェーン戦略	本市の豊かな緑と、住宅の庭先の緑をつなげることによって、緑豊かな環境を創り、街全体の価値を高めた、「都心から一番近い森の街 流山」を目指すもの。
ぐりーんバス	市が事業主体となり、路線バスが運行していない市街地と駅を結ぶ交通手段として運行しているタウンバスの名称。
景観計画	流山市のまちを美しく、快適で個性豊かな都市に育て、良好な景観の形成を推進する計画のこと。
景観形成作物	農業生産を目的とするだけでなく、地域の景観向上に寄与する作物。
経常収支比率	財政構造の弾力性を示す指標で、経常経費に充てた一般財源の、経常一般財源に対する割合のこと。
健康都市宣言	市民の健康増進をまちづくりの中心に据え、健康を取り巻く環境づくりを推進するため、WHO〔ダブリュー・エイチ・オー〕（世界保健機関）憲章の精神を尊重して、市民一人ひとりが健康で楽しく、いきいきと暮らすことができることを願い、宣言した。
建築協定	地域住民が良好なまちづくりのため、地域の特性に応じ、建築基準法で定められた基準に上乗せする形で、建築物の建て方など一定のルールを設け協定する制度。
公債費	地方公共団体が借り入れた市債※の元利償還金及び一時借入金利子の合算額のこと。公債費の増加は財政の硬直化の原因となりかねない。
公債費負担比率	財政構造の弾力性を判断する指標であり、公債費※に充当された一般財源の一般財源総額に占める割合のこと。
広聴機能	市民の意見・要望・苦情などを直接収集、聴取することによって自治体の行うべき計画策定や行政運営に対して、一定の指針を与え、よりよいまちづくり、共同生活の発展に努力しようとするもの。住民主体の施策づくりには必要不可欠であり、市民と行政のコミュニケーションをより円滑に行うための機能のこと。
高度処理型小型合併浄化槽	通常の合併処理浄化槽の機能に、窒素やリンを除去する機能を備えた浄化槽。
国民保護計画	他国からの武力による攻撃（武力攻撃事態）やテロ攻撃（緊急対処事態）時における、住民の避難や救援に関する措置、市の体制などを定めることにより、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民生活等に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的として策定した計画のこと。

用 語	解 説
子育て支援センター	育児不安等についての相談指導、地域の子育てサークル等への育成・支援、乳児保育や特別保育事業の積極的実施、ベビーシッター等地域の保育資源の情報提供、家庭保育を行う者への支援などを行う施設のこと。
子どもショートステイ	子どもの養育が困難になった場合に、市が委託する施設で短期的に預かる制度。施設では、食事の提供・身の回りの世話・学習の援助・遊びの指導などを行う。
子ども専用いじめホットライン	いじめ問題の未然防止を目的に、保護者や児童・生徒などが気軽に「いじめ」に関する相談ができる専用電話のこと。
コミュニティ	地域社会。地域共同体。
コミュニティスポーツ	だれでもが気軽に参加でき、健康・体力増進と参加者の交流をめざすスポーツ活動のこと。

さ行

用 語	解 説
サーバ	一般的にはネットワークの中心となるコンピュータをサーバコンピュータと呼び、略してサーバと呼ぶ。
財政健全化判断比率	平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、毎年度決算時に健全化判断比率及び資金不足比率を算定することが義務付けられた。 なお、健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を指す。
債務負担行為	履行された債務について、その翌年度以降に支出を行う行為で、単年度予算の原則の例外のひとつ。また、債務負担行為は、事項・期間・限度額について、予算の内容のひとつとして定める必要がある。
産学官連携	企業・団体・NPO※〔エヌ・ピー・オー〕・学校・行政が目的を同じくし、連携して事業等を行うこと。
三位一体改革	国と地方の間において「国庫補助負担金の削減、地方交付税の縮小、税源の移譲」の3つを同時に進めようとする考え方（改革）のこと。地方財政のスリム化と地方自治体の裁量権の拡大が目的。しかし、税源の移譲が、地方交付税の縮小等に比べて少なかったため、地方財政はより厳しさを増している現状が懸念。
CO ₂ 吸収源	〔シー・オー・ツー吸収源〕二酸化炭素（CO ₂ ）の吸収源の種類としては、海洋、森林、土壌があるが、本計画では、公園・緑地・街路樹・グリーンチェーン認定宅地等の緑をCO ₂ 吸収源としている。
資金不足比率	公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率。
市債	地方公共団体が事業を行うための財源調達のために行う借入金。返済は、一会計年度を越えて行われるものをいう。
自主財源	地方公共団体が自主的に収入しうる財源を自主財源といい、地方税、使用料、財産収入などがある。
市長マニフェスト	市長選挙の際に候補者が有権者に対して提示する政策集のこと。当選後に実現すべき政策について、目標や期限などを具体的に示したもの。
実質赤字比率	標準財政規模※に対する一般会計等の実質赤字の比率。
実質公債費比率	標準財政規模※に対する一般会計等が負担する元利償還金等の比率。この比率が18%を超えると、市債※の発行に際し総務省の許可が必要となる。
指定管理者制度	公の施設の管理運営を、民間事業者を含む幅広い団体が議決を経て、管理運営を代行できる制度。平成15年6月の地方自治法の一部改正により施行。
シティセールスプロモーション	シティセールスとは、都市や地域の魅力などを内・外に効果的にアピールすること。 シティセールスプロモーションとは、市の魅力などの周知を図り、企業誘致、住民誘致につなげるための活動のこと。

用 語	解 説
指定道路	道路法、都市計画法などの法律によらない宅地造成などにより造られた私道や古くから地域で利用されている4m未満の道で、特定行政庁から道路として指定された道路。
市民の森	市が借上げ、市民が自由に散策し、やすらぎを感じ、心身の健康を増進できるよう、貴重な樹林を良好な状態で保全する民有林。所有者の土地利用により、恒久的な借上げができない側面もある。
循環型社会	3R（リデュース、リユース、リサイクル）などを実践することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。
将来負担比率	標準財政規模※に対する公営企業・出資法人等を含めた一般会計等が、将来負担すべき実質的負債の比率。
初期医療	かかりつけ医などの身近な診療所等での入院を必要としない診療。一次救急、一次医療などともいわれる。
シルバーサービス事業者連絡会	流山市で事業を行うシルバーサービス事業者間の連携、相互補完を図り、介護サービスの安定的な供給体制づくり、情報の共有及びサービスの質の向上等を図るために設置されている組織。
新型インフルエンザ	動物のインフルエンザが突然変異によりヒトにも感染するようになったものの総称。誰も免疫を持たないため短期間で感染が広がる恐れがある。21年春から流行の豚由来のH1N1型以外にも多くの型があり、鳥由来のH5N1型などが強毒性となる可能性が指摘されている。
新行財政改革実行プラン	平成17年度から21年度までの5年間に本市の行財政改革を推進するため、平成16年度に行財政改革の基本的な指針と改革項目を掲げた新行財政改革実行プランを策定した。
スクールガード・リーダー	学校や学区の巡回を定期的に行い、学校及び地域のボランティアと協力して子どもたちの安全を守るリーダーのこと。
生活排水対策推進計画	水質汚濁防止法に基づき生活排水対策重点地域を含む市町村が策定する生活排水対策の実施を推進するための計画。
生物多様性地域戦略	生物多様性基本法第13条において、都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画を定めるよう努めるもの。
セーフティネット	中小企業庁が行うセーフティネット保証制度を指す。この制度は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度のこと。
全市コミュニティ推進委員会	地域まちづくり協議会※を支援・推進する組織。
送迎保育ステーション	保護者が出勤などの途中、市内の各保育園に通う乳幼児を送迎ステーションに預けた後、ステーションからそれぞれの保育園にバスで送迎するシステム。
総合型地域スポーツクラブ	地域住民が主体的に運営する総合的なスポーツクラブ。子どもから高齢者まで、様々なスポーツに参加できる。
総合評価方式入札	価格のほか、技術提案などの要素も加味して落札者を決める入札方式のこと。

た行

用 語	解 説
タウンミーティング	事業や政策について、行政側が一方向的に説明するのではなく、市長や市幹部に対して直接意見を言うことができる討論会のこと。
男女共同参画社会基本法	男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにし、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めた法律のこと。

用 語	解 説
男女共同参画プラン	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画社会基本法※第14条3項の規定により、市町村に策定の努力義務が課せられた計画。本市における施策の基本的な方向性を明示し、男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的・体系的に整理したもの。
地域の教育力	地域の人々、自然、文化あるいは歴史や伝統を通して、子どもたちに豊かな人間性や社会の構成員として規範意識などを育む機能。
地域まちづくり協議会	小学校区を単位として、地域内で活動する自治会・NPO※〔エヌ・ピー・オー〕・地区社会福祉協議会などの団体及び個人が一つの組織にまとまり、地域の課題は地域で協議し、協働して解決する地域住民自治組織。
地球温暖化対策実行計画	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定する温室効果ガス※排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画で、市町村の事務事業と区域施策に関するものがある。
地区計画	都市計画法に基づき、それぞれの地区の特性に応じて良好なまちづくりを行うために、地区の目標や建築物の建て方のルールなどを具体的に定め、住民などの意見を反映しながら、その地区独自のまちづくりルールをきめ細かく定めるもの。
地産地消	地域で生産された産物を、その地域で消費することをいう。
知識集約型	労働集約型産業に比べ、知識や技術を多く投入する産業のこと。代表的なものとして、コンピュータ関連産業、バイオテクノロジー産業などがある。
千葉県消防広域化推進計画	千葉県では、平成20年2月に千葉県消防広域化推進計画を策定し、県内を7地域に区分することを計画している。流山市は、松戸市・柏市・我孫子市・野田市の東葛5市による広域化計画となっている。
地方分権一括法	機関委任事務制度（知事や市町村長を国の地方出先機関とみなして、国の事務を行わせる制度）の廃止や国の関与の縮減、地方への権限委譲など、地方分権を推進するために関係する法律（475本）を一括して改正した法律のこと。
T X	〔ティー・エックス〕つくばエクスプレスの通称。
定員適正化計画	コスト削減と同時に市民との協働を実践していくために、職員総数を削減する年次計画として策定した計画のこと。なお、別途策定するアウトソーシング※（市民による業務参加）計画は、職員数の削減と歩調を合わせ、市民との協働※が可能な業務を明確化し、実践するための計画と位置付けている。この両計画を連携させ、実践することにより、市民の英知を最大限に活かし、小さな組織で市民満足度の高い行政サービスを、提供することとしている。
低炭素社会	地球温暖化の原因である二酸化炭素（CO ₂ ）などの温室効果ガス※の排出を、自然が吸収できる量以内に削減するため、低炭素エネルギーの導入などの環境配慮を徹底する社会システムのこと。
統合型地図情報システム	デジタル化された地図（地形）データと、統計データや位置に関連したデータとを、統合的に扱う情報システム。
東大柏ベンチャープラザ	東京大学柏キャンパス、東葛テクノプラザに隣接する、独立行政法人中小企業基盤整備機構（略称：中小機構）が運営する大学連携型起業家育成施設のこと。

な行

用 語	解 説
二次救急医療	入院治療を必要とする重症患者を診療すること。なお、三次救急医療は、二次救急医療で対応できない高度な集中治療を必要とする重篤な患者を診療すること。
乳幼児医療費（子ども医療費）助成制度	児童福祉の増進のために、小学校就学前の乳幼児及び小学生が、病院等で保険診療を受けた医療費（小学生は入院に限る。）の全部又は一部を助成する制度。
農地転用	農地を宅地や駐車場用地など農地以外のものにすること。

は行

用 語	解 説
パートナーシップ	協力関係、連携。ここでは、市民、事業者、行政などの協力関係を指す。
パイロットプラン 21	前期基本計画の施策の展開に当たり、市民の立場に立った視点で捉えた横断的な課題を、それぞれの行政分野において、関連する各種施策を有機的に連携させ、総合的な行政効果を挙げるために整理したもの。パイロットとは、水先案内人のこと。
パブリシティ	企業・団体・官庁などが、その製品・事業などに関する情報を積極的に提供し、各種広報媒体（テレビ・ラジオ、新聞など）に、報道記事として取り上げられるように働きかける広報活動のこと。
パブリックコメント	重要な制度や政策などを作ろうとするときに、その趣旨や案を公表して市民等からの意見を求め、これを考慮して最終的な意思決定を行うこと。
パラダイム	ある時代における規範となる「物の見方や捉え方」のこと。
バリアフリー	障害者や高齢者が生活や行動する上で、妨げとなる障壁（バリア）を取り除き、安心して暮らせる環境をつくること。
PFI	〔ピー・エフ・アイ〕 公共施設などの設計、建設、維持・管理及び運営に民間の資金やノウハウなどを導入し、民間主導により、効率的な公共サービスの提供を行う手法。Private Finance Initiativeの略。
BOD	〔ビー・オー・ディー〕 生物化学的酸素要求量のこと。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。似たような指標にCOD〔シー・オー・ディー〕があり、湖沼と海域ではCOD が用いられる。これは、水の流れと滞留の違いによる。
PIO-NET	〔パイオネット〕 国民生活センターと全国の消費生活センターをオンラインネットワークで結び、消費生活に関する情報を蓄積・活用する。集められた相談情報や危害情報は一元的に調査・分析され、マスメディアやホームページを通じて消費者に公開される。全国消費生活情報ネットワーク・システムのこと。 Practical Living Information Online Network Systemの略。
標準財政規模	地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額*等に普通交付税を加算した額。 *標準税収入額とは、市税を標準税率で計算し、譲与税、交付税等の一般財源を加えた額のこと。 ⇒ 実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、連結実質赤字比率
フードマイレージ	「食料の(=food) 輸送距離(=mileage)」という意味。輸入相手国別の食料輸入量重量×輸出国までの輸送距離（たとえばトン・キロメートル）を表す。食品の生産地と消費地が近ければフードマイレージは小さくなり、遠くから食料を運んでくると大きくなる。
ファシリティマネジメント	市が保有、賃借する施設（土地、建築物、設備等）において、最適な状態で保有し、賃借し、使用し、維持するための総合的な経営管理活動。
ファミリーサポートセンター	子どもを「預けたい人」と「預かる人」のネットワークをつくり、地域で子育てについて助け合う会員組織のこと。
扶助費	法令に基づいて支給する生活保護費や福祉手当のほか、法令外で支給する給付金。扶助される者の生活を維持するために支出される経費。
普通財産	地元自治会や関係団体、一般の市民へ貸付けたり、場合によっては売却したりできる財産。
ふるさと産品の認定	流山市ふるさと産品協会で会員が製造した商品（加工食品、観光土産品など）を推奨認定委員会に諮り、推奨認定基準に適合した商品とし、全体会で承認を得ること。
平和都市宣言	流山市が昭和62年1月1日の市制施行20周年を契機に、核兵器廃絶を訴え、世界平和確立のため、平和都市を宣言したもの。
ヘルスアップ事業	一人ひとりに適した運動プログラムを通して、生活習慣病の予防や体力年齢の維持・若返りを目指す事業。
保育ママ	保育士、看護師の資格を有する人などの中から市町村が保育を委託した在宅の保育者のことで、自宅で1～3人の乳幼児の保育を行う。

用 語	解 説
ポジティブリスト制	原則、すべての農薬等について、残留基準（一律基準：0.01ppmを含む）を設定し、基準を超えて食品中に残留する場合、その食品の販売等を禁止する制度。
保存樹林・樹木	流山市緑化推進及び保全に関する条例に基づき、市長が良好な環境を確保するため又は美観、風致を維持するために指定する樹木又はその集団を保存樹木又は保存樹林という。

ま行

用 語	解 説
マタニティキーホルダー	妊娠していることをさりげなく周囲の人に理解していただけるようなマークをあしらったキーホルダーのこと。
まちづくり相談員	市民の自主的なまちづくり活動に対して支援をする、都市計画や建築などの豊富な知識のあるまちづくり活動の専門家のこと。
まちづくり達成度アンケート	まちづくりがどのくらい進んでいるのか、流山市総合計画の将来都市像や施策の達成度を評価し、予算の有効な使い方を検討するために、流山市民を対象に毎年実施しているアンケート。
緑のカーテン	へちまやゴーヤなどのつる性植物を窓の外に這わせることにより、日差しをやわらげ、室温の上昇を抑えてくれる自然のカーテンのこと。葉の気孔からの蒸散（水分蒸発）により、体感温度も下がる（2～4℃）と言われている。
モニタリングガイドライン	指定管理者による日常的な施設の管理運営や、利用者に対するサービスの提供が、協定書等に基づき、適正に行われているか状況を確認し、施設における利用者へのサービス等の改善を図るために設けるガイドライン。

や行

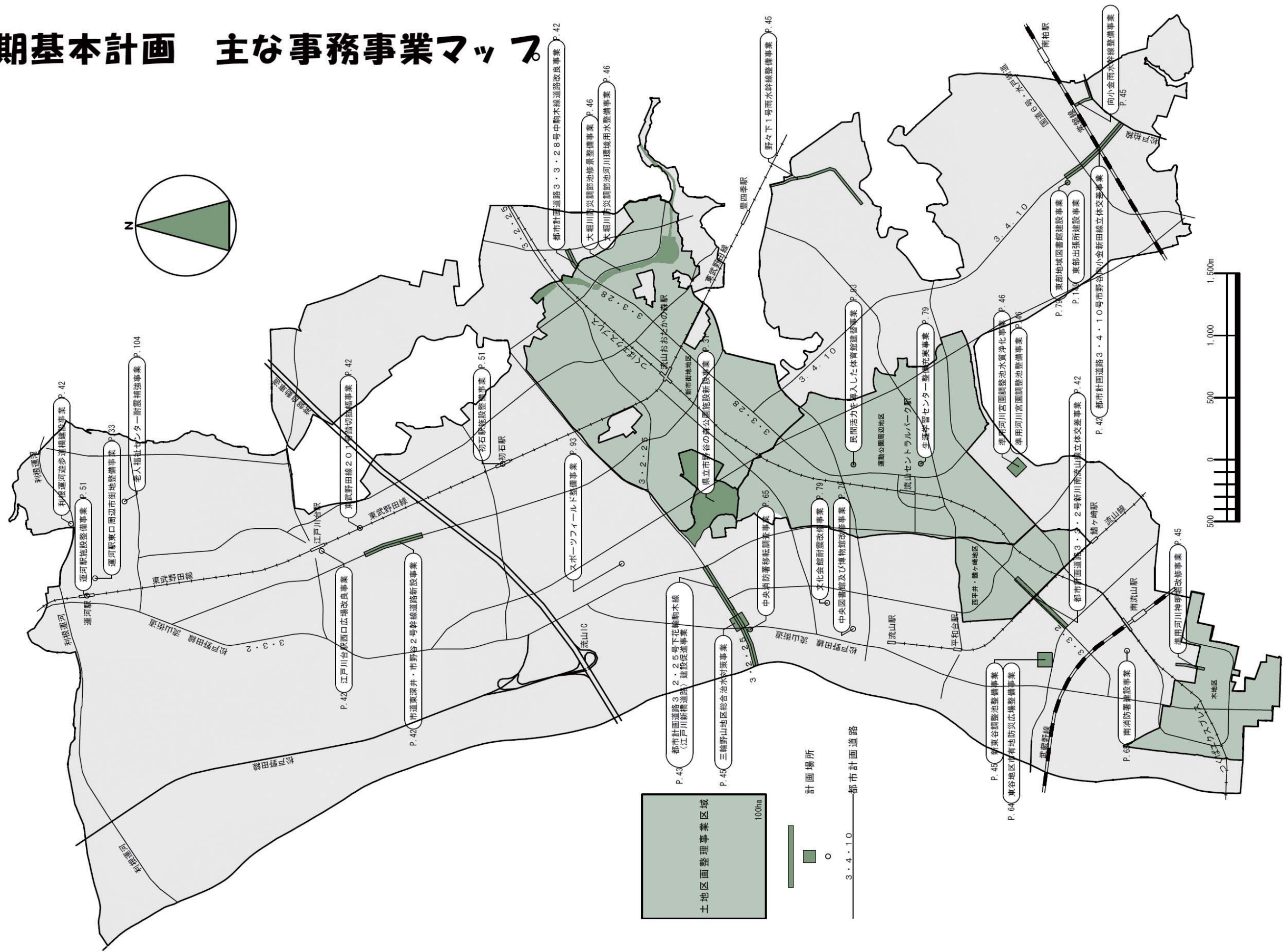
用 語	解 説
ユニバーサルデザイン	全ての人が使うことのできる製品や建物、空間のデザイン及びその考え方。
要保護児童	保護者がいない児童、または、児童虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト（保護の怠慢・拒否）、心理的虐待）などにより、保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のこと。

ら行

用 語	解 説
連結実質赤字比率	標準財政規模※に対する全会計に係る実質赤字の比率。

主な事務事業マップ

後期基本計画 主な事務事業マップ



流山市総合計画・後期基本計画

発 行 平成 22 年 3 月

発行者 流山市

編 集 流山市総合政策部企画政策課
千葉県流山市平和台 1 丁目 1 番地の 1
電話 04-7158-1111



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

環境にやさしい紙とインクを使用しています





流山市